

平成25年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成25年12月10日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第54号議案 幸田町税条例の一部改正について
第55号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第56号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第57号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第58号議案 土地の処分について（特別養護老人ホームつつじヶ丘用地）
第59号議案 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）
第60号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第61号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽弘君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
企画部長兼 人事秘書課長	大竹広行君	総務部長	小野浩史君
住民こども部長	桐戸博康君	健康福祉部長	鈴木司君
環境経済部長	山本幸一君	建設部長	近藤学君
住民こども部次長兼 こども課長	児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長	小山信之君
教育長	小野伸之君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	山本正義君	消防次長兼 予防防災課長	齋藤正敏君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦勞さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） ここで、教育長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

教育長。

〔教育長 小野伸之君 登壇〕

○教育長（小野伸之君） 失礼します。議長の許可を得ましたので、一言報告とおわびをさせていただきます。

深溝小学校教員の不祥事事件に係る報道についてであります。一部の報道によりますと、去る11月20日に窃盗容疑により逮捕された深溝小学校、新井教諭は、威力業務妨害事件により再逮捕されるとのことであります。再逮捕は、10月24日に発生した深溝小学校の学校訪問中止を求める文書による威力業務妨害事件であります。

現時点では、町に対して岡崎警察署から正式な情報はございません。関係各位に大変御心配をおかけしておりますが、今後とも警察捜査の進展を見守ってまいります。

なお、お手元に本日の朝刊記事を配付させていただきましたので、よろしく願います。

議員の皆様初め、町民の皆さんに大変御心配をかけております。申しわけありませんでした。

〔教育長 小野伸之君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 続きまして、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに本日配付をさせていただきましたので、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、6番 都築一三君、7番 池田久男君の御両名を指名します。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、第54号議案から第61号議案までの8件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第54号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 税条例の一部改正についてでありますけれども、今回、公的年金からの特別徴収制度の見直しが提案をされているわけではありますが、この特別徴収の対象となる一定の要件というのが説明をされております。その一定の要件とは何なのかということであります。

また、この見直しによってどう影響してくるのか、その辺のところを説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回の税条例の改正におきまして、65歳以上の公的年金受給者から、公的年金に係る住民税を年6回、年金支給の都度、徴収をしておるところでございます。このことにつきまして、賦課期日であります1月1日以後に他市町村へ転出をされた場合、従来から行っておりました特別徴収につきましては、従前では普通徴収へ切りかえておりました。このことにつきまして、この転出をした場合につきましても一定の要件のもと、当該年度中の特別徴収を継続するという改正をさせていただくものであります。

一定の要件ということで、大きく転出日の違いによって2つのケースがございます。賦課期日の1月1日から3月31日までに他市町村へ転出した場合、翌年度の課税につきまして、年6回、仮徴収と特別徴収があるわけでありまして、4月、6月、8月の仮徴収までこの特別徴収を継続するというもの。それから、転出日が4月1日から12月31日までになる場合につきましては、通年、この特別徴収が継続をされるという内容の要件ということの改正でございます。

今回、その内容の影響ということでございます。いわゆる徴収につきまして、年金のほうから特別徴収をさせていただくこと、それがいわゆる年金者の方々に継続をすることということでございますので、転出をした方につきましても、そうした形の内容、サービスが提供されるということが主な内容となっております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要するに特別徴収が継続をされることから、税徴収における事務の軽減と、そういうことで、見直しの影響はそのような、町のほうにとってはメリットになると。年金生活者にとっては煩雑さが解消されると、こういうことで税徴収がスムーズになるということで理解してよろしいかどうか伺いたいと思います。

次に、金融所得課税の一本化による町民税の影響についてであります。この点についてはどうなのかということでございますけれども、説明がいただきたい。

また、今回一本化によって、3年間にわたって繰越控除が可能となるということですが、しかも特定公社債など、その他のものもあわせた形の中で繰越控除ができるということでもありますけれども、この通算範囲を拡大することで、町にとってはどのような影響になるのかということと、こうした優遇をすることによって格差の拡大により一層拍車がかかるのではないかという危惧がされるわけではあります、その辺のところについて説明がいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、今回の公的年金からの徴収制度の見直しの背景でございますけれども、他の介護保険、あるいは他の制度だと、転出をした場合、新たに移った市町村にすぐ、そうした料金につきましては移動に準じた形で徴収がされるわけですが、この税の関係につきましては1月1日が基準ということで、その該当する年度、それから翌年度にわたる場合もあるわけですが、いわゆるそうしたシステムの改正といいますか、改善を図るという意味で、年金保険機構ですね、そうした保険機構のシステム改修もあわせた見直しということでございます。これは、平成28年11月以降に実施をする特別徴収から適用をするということで、これからその移行に向けてやっていく中の改正ということで、システム改正を含めて、今後もスムーズな公的年金からの徴収サービスが検討されているという旨の改正内容となっております。

それから、金融取得課税の一本化、一体化につきます町民税への影響等でございます。今回の改正によりますと、今まで公社債の譲渡所得が課税対象に新たになったこと、それから、上場株式と非上場株式のそれぞれの譲渡損益の損益通算ができなくなること、あるいは、特定公社債と上場株式との間で損益通算が可能になることとなりました。

こうしたことを受けまして、徴税に対しまして影響がということでございます。これは、いずれも平成29年度分の徴税から影響が出てくるものでございます。幾らぐらいということをお答えできればいいわけですが、現在の金融所得利子だとか配当、あるいは譲渡所得につきまして、改正前の金融商品のどの区分に属するか、あるいは改正後の金融商品の新たな組み合わせに今度変わりますので、今、確定申告をしていただいております町民の皆さん方の、それぞれの投資をしてみえる内容をそれぞれの影響額として把握させることが現状の中ではできない状況となっております。それから、公社債の譲渡所得につきましても、現在非課税となっておりますので、件数及び金額につきましても把握することができない状況となっております。

今回の改正による一体化、いろいろの改正があつて、損益通算の組み合わせ等の変更もありましたけれども、それらの影響額につきましては今出せないという状況でございます。

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この一体化によって、改正後につきましては、損益を通算して申告分離課税で5%となっているわけでありましたが、この5%は、町にとっては3%になるわけでありますので、この点、現行と改正後についてはプラスになるのかマイナスになるのか、どのような見通しを立てておられるのか。その点についても説明がいただきたいと思ひますが、どうなんでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、仕組みからの予想ということでお願ひ申し上げたいと思ひますけれども、公社債の譲渡所得につきましては、これにつきましては、さほどの大きな増という見込みはないであろうというふうに見込みます。

また、上場株式と非上場株式の間の損益通算につきましては、特定公社債と上場株式との損益通算の対象よりも少ないと考えられますので、これにつきましてトータルをいたしますと、若干減収という方向、これは県からもらえる交付金になってはね返ってまいりますので、こうした影響ということの仕組みから考えますと、若干の減少方向に影響するだろうという見込みを持っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の改正によって、この仕組みから減収になるということからすれば、先ほど質問したように、要するにこういう株や公社債、いろんなそうした金融商品について投資をしていく、そういう、いわゆる富裕層と言われる方々の税負担を引き下げる、こうしたことから、より一層そうした金持ちは金持ちに、そういう税の仕組みが引かれたと、こういうふうに解釈してよろしいかどうか。

また、より格差を広げることが今の答弁からもうかがえるわけでございますけれども、その辺のところについてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） こうした今回の改正による、いわゆる格差の拡大につながるかということでございます。こうした資産運用につきましては、既存の制度としても認められておる内容でございます。そうしたものに投資することができる方が、いわゆる富裕というふうな表現がいいかということにつきましては、そうした妥当なデータ等ありませんので、そうしたことは考えられないと思ひます。

今回の改正の趣旨につきましては、いわゆる新たな金融商品を生み出して、それぞれ投資家が税負担に左右されずにいろんな金融商品を選択しやすくする、そうした投資しやすい環境の整備ということの改正でございますので、そうした国民が今まで行っている内容が少し広く拡大されたというものだと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 金融商品は、今どんどん新しいものがつくられてくる。それは、一つはアベノミクスという形の中で、先ほども指摘がありましたけれども、金持ち減税を

どうやって合理化し、正当性を図るか、という中で考え出されてくるのが、さまざまな金融商品。その金融商品にかかわる課税をどう軽減していくかと、こういうところに知恵が出されて、今回、町の税条例の一部改正という形で出てくるわけですが、こうした中で、損益通算による影響額件数、これはわからへんよというような内容の答弁だったというふうに私は理解をするわけですが、いや、そんなことはない、ちゃんときちんと答えたということであれば、まずそこからお聞きをします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 損益通算等によります町税の影響見込みということでございます。実際には、それぞれ株、あるいは投資信託等、いろいろな商品を行って配当等を得てみえる方が、確定申告をされて、その中で税としての金額が出てまいるわけでありまして、今それぞれの個人がどういう商品をやってみえるかどうかということにつきましての集計と申しますか、そうしたものが町ではできないということでございます。今回、組み合わせが損益通算の中でも変わってくる。それから、公社債等につきましては、今まで非課税であったものが課税をされるというようなことで、その件数、人数というのがわかれば、影響額等もはね返すことができるわけでありまして、そうした基礎資料が私どもの町にはないということで、恐縮でございますが、そうした金額の算定には至ることができませんでした。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、答弁の中で確定申告ということをおっしゃったんですが、小額な関係でいけば、源泉分離を大半はやっているわけですね。源泉分離をやれば、確定申告の必要性はない。しかし、源泉分離をやっている金額以上の金額、それがお金持ちということになるわけですが。

金融商品にかかわって源泉分離をされる。しかし、それでは損がきくから確定申告という形でいきますと、一定水準という形になるわけですね。議員の中にも、そうしたものを持っておられる方もみえるかと思いますが、基本的には配当所得だとか、あるいは分配金とか、いろんな名目が使われておりますが、要は配当にかかわる基本的な関係は源泉分離されてくると。それを、今回通算にしたというところのうまみということなんです。基本的にはうまみ。誰がうまみがというたら、国と投資家のうまみという形、投資家と言ったって、一般の方を差すわけですが、そういう形はどういう形で損益通算をやったことによって影響が出てくるのかという点で説明をしていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回大きな特徴といたしましては、上場株式と、いわゆる公社債。公社債と申しますと、国債、県債、地方債、こうしたものやってみえる方につきまして損益が通算をされてくるというのが、一つ特徴的なことかなというふうに思うわけでありまして。

いわゆる多方面にわたって金融商品を購入し、資産保有ということの面でも生かすこともできますでしょうし、株につきましては、そうした企業の業績に応じた形での投資ということでございますので、一概に損と得の組み合わせということでございますので、リスクも当然あるということでございますので、全体を見て御判断をされるという今回

の大きい見方が一つあるというふうに考えます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 株式や上場株式、あるいは非上場という点でいけば、一定のいわゆるハイリスク・ハイリターンというものがあるわけですが、そういうことの範疇の中に、あなたの言われた公社債というもののの中で、結局、債券に係る、株式の関係は別にしまして、一般的な債券にかかわる関係でいきますと、国内における、国内が発売元になる債券というのは、金利は非常に低いわけですね。そういう中で、外国債という、その外国債がいろんな仕組みがあって、私もそれほど素人ですから、いろんなところでちょこちょこ見て生かじりをしとるわけですが、外国債についても、この特定公社債という形の中にはまってくるのかどうなのか。この外国債の関係も、大半のところは証券会社だとか、あるいは金融機関を仲介して、そこが売り出す商品を皆さんが買っている。その買っていることに対する分配金、あるいは配当金というのが出てくるわけですが、そういう外国債にかかわる問題も、この中で全てクリアしちゃうのか。言い方悪いけど、ガラガラポンしちゃうのかという点で説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 特定公社債の中にはどういうものがあるかということでありまして、国債、地方債、この中に外国国債も定義がされております。

それで、日本よりも外国のほうのいわゆる金利が高いという国におけます国債を購入することによって、利益配当が生み出すということで、金融商品の一つであるというふうに思っております。

これの点という問題につきましては、外国と国内との課税の問題というのが指摘をされておるということは承知をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 基本的には分離課税だと。しかし、金融の関係については、それを一本化する。しかし、分離課税がされているもの、一定の金額を超えたものについて、これは申告したほうがいい面も出てくると。同時に、分離課税ということになりますと、外国の関係で、一定外国の税率に基づいて税が取られると。その残りの部分を我が国でやるといったときに、つまりそれは通算という形じゃないはずなんですね。通算ではないはず。それをどういう形で、これを表現的には言われるのか。いわゆる金融商品の所得税の一体化と、一本化ということと、分離課税はあくまで選択性ですと。選択制と一本化というのは、私は矛盾のある表現の仕方かなというふうに思うわけですね。この辺はどういうふうな解釈する。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 特定公社債の中の外国公社債につきましては、いささかちょっと複雑な部分が入っておるのかなというふうに思っております。要は外国で源泉徴収をされた場合、現行では、外国での徴収税額と合わせて20%となるように、国内での徴収分が調整をされている、差額の徴収方式という形で、現行、行われております。

今回のこの改正法によりまして、平成28年1月1日以後に支払われるべき利子から、二重課税のこの調整の方法については、外国税額控除方式というものに変更されると

いうことの内容があります。この内容につきましては、外国公社債等の利子について、外国で課税された金額がある場合、確定申告を行うことで、所得税額から外国での所得税額相当額を控除することができるという改正になっておりますので、いわゆる源泉されるもの、それから申告をしてやるもの、こうした外国債の扱いの中には、確定申告を行うことによって所得税のほうの控除ができるという制度に改正がされるということがあるということを承知しております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今お話もありましたが、先ほどの答弁の中にもありますが、確定申告をされる人ということですが、私は、確定申告をされる人というのは極めて少ない。一定水準以上の金融商品がある、あるいは、上場株式の株式の関係は今回私も触れておりませんが、いわゆる債券、債券も株式の中に入ると言われればそうですが、つまり、そういうものに対する確定申告をするという件数というのは把握できますか。している実態があるかどうかということと、もう一つは、例えばこういう制度がこれからできるわけですから、確定申告をしたことによる税額控除方式がというふうに私は聞きたいです。税額控除方式という点でいくと、影響というのは非常に大きいですね。

ですから、そういう点で、まず実態として確定申告をされている件数がどの程度把握されているかということと、もう一つは、確定申告による税額控除という形で、税額から引いちゃうという形の仕組みについて、どのような影響があるのかという点で説明答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 確定申告における件数、いわゆるそうした株式、債券等にかかわる件数等につきましての把握は、恐縮ですが、いたしておりません。

限度額のこうした控除の関係でございますけれども、いわゆるいろいろな上場株式を含めて、債券、公社債等を持ってみえる方につきましては、それを通算してやるということでございますので、いわゆる源泉で引かれている方は、もちろん確定申告の対象にはなってまいりません。総合申告課税という形で、全部の所得を含めて、そうした控除においてメリットがある、なしというようなことの中から選択という形でお考えをいただくといいですか、実施をされておるものだというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第55号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 第55号議案、幸田町火災予防条例の一部改正についてでございます。本文の内容につきましては後日の委員会のほうに回させていただきます、本日は字句の整理における振り仮名の統一というところについてお願いをします。

議案関係資料の21ページから47ページに、今回の条例の一部改正の改正前と改正後の字句の改正点が載っております。主に、振り仮名をつけるとか、つけないとか、平仮名を漢字にするとかというような改正が主な内容が入っております。

ここで気になったことは、改正前と改正後では、振り仮名のつけ方のルールが違うなというふうに思います。多分、どこかの時点でこのルール改正がされたんだろうというふうに思いますが、まずは、このルール改正というのがいつ行われたのかと、主な改正点は何かについてお答えいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） その条例に関するルール改正ということでございますが、まず幸田町公用文作成規程というのが、本年4月1日に改正されました。これを基本にいたしまして、今回、火災予防条例の一部改正とあわせて字句等の整理を行うものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） その幸田町の公用文作成規程というのを、私ちょっと読んでおりませんのでわかりませんが、私、この参考にした資料は、条例規則の読み方、作り方という本が現在出版されております。その中に書いてあるものによりますと、「古い条例の一部を改正する場合は、その条例における用例に従い、毎回振ることになる」という説明文がございます。要するに、古い条例に従って、その一部を直す場合は、毎回振るんだよと。

今回は、この説明によると、改正はこのとおりになっておりませんので、その点について、再度お願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 振り仮名の関係でございますが、従前はそういったようなことでやっておりましたが、現在の法令執務上の書き方といたしまして現行に合わせるということで、今回、大幅な改正をさせていただいたものでございます。

その中におきまして、振り仮名、それから送り仮名、それから、もう一つは常用漢字表、これも大きく改正になっておりますので、それを受けて、今年、平成25年におきまして、幸田町公用文作成規定のほうが改正されておりますので、それに基づきまして現在の幸田町の条例のルールに従ったということで今回改正を行っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうすると、その幸田町の条例規定の改正の、そのこのこのポイントについても一度、条例の内容についてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 今回のこの火災予防条例の中の改正におきまして、特に振り仮名につきましてもそうですが、常用漢字表の記載のあるものについては振り仮名をしないとか、それから常用漢字表にあるものについては、その送り仮名についても今回のものに合わせるというようなことで、今回、多くの字句、漢字等が修正をさせていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 質問の仕方を間違えました。多分、私が聞きたいのは、幸田町公用文の作成の部分において、振り仮名についてはどのようにその作成の基準をつくられておるのか。その内容についてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 公用文の例規といたしますか、総務課のほうで担当させていただいておりますので。

一つの私どものルールということでもありますけれども、「常用漢字表にない漢字は平仮名表記とすることを原則とするが、平仮名表記では意味が伝わりにくく他の言葉に置きかえることができない専門用語には、漢字表記の上、振り仮名をつける」。それから、「常用漢字表にある漢字であっても、例外的に仮名で表記することも含まれている」。例えば「但し」というような漢字のものも、「ただし」という平仮名であったり、「恐れ」というものの漢字も、それであったり。それから、常用漢字表への記載の有無にかかわらず仮名表記とするもの。例えば「煙草」という漢字についても、平仮名の「たばこ」というようなルールをもつての対応を、公用文作成規定に基づいて実施をしておるというものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ですから、その中で振り仮名は何回振るかという部分について、どのような規定ができたのかということをお聞きしたいと思います。

今までは、振り仮名が出てくるたびに振ったんですね。それを、今回そうじゃない形に変えているわけですから、それを何回振るんだという部分が、公用規定でどのように変わったのかについてお聞きしとるわけです。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 振り仮名につきましては、現在のルールといたしまして、従前は漢字を用いるたびに振り仮名をつけておりましたが、現在はその漢字に振り仮名を振るのは一番最初の箇所だけで、それ以降に出てくるもの全部に振り仮名を振るわけではございません。したがって、今回の中では、振り仮名を振ってあるのは見出しの条文と最初の字句のみとさせていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ということで、最初出てきたときだけ振り仮名を振るというのが、この新しく公用文をつくる時の規定でございます。

そうして見ると、今話がありましたように、見出しに出てきて、また本分の中にも出てくる場合、2回振ることになりますよね。そこのところについては、どんなふうなルールなのかと。1度でいいじゃないかというその大原則から少しずれるような気がしておりますので、その点をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 見出しというのは、全体の条文の中での、その場所等をわかりやすくするために見出しというのは記載されておりますので、見出し、そして、その見出しの下に置かれる条文の中の最初の字句ということが一つのルールということで御理解いただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） それわかるんですが、その見出しの中で、一度この漢字に振り仮名を振って、またすぐにその条文に入って、また振っておると。これは2回振っているわ

けですから、今までそれは全部やりましたよね。今回は2回に減らしたと。2回じゃなくて、1回だと。最初出てきたときだけ振るんだという原則からいうと、なぜ見出しに出た漢字を、2度目にまた振るのかと。今回の条例でいいますと、23ページですか、この議案質疑の資料の23ページの「厨房設備」、そうですね。それから、41ページに入っておりますが、「指定洞道」というのもそうだと思いますが、その2つが今回それに該当する言葉ですので、もう、1度、その厨房設備というの見出しで振り仮名を振っているわけですから、2度目に、なぜすぐ下にあるその厨房設備に振る必要があるのかということについての質問であります。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） これにつきましては、これも一つのルールということでございますが、条文だけで考えてみましても、その条文だけを参考にした場合に、見出しというのは消えてしまいます。そういうこともございます。そういった面からして、見出しと、それからその条文の最初に出てきたときの字句について振り仮名が振ってあるほうが読みやすい、理解しやすいというようなことの観点からだと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 改正はいいんですが、振り仮名がどんどん減ってきたのは確かでございますので、条例そのものを町民がこれから読んでいく段階で、難しい漢字に振り仮名が打っていない状態がこれから続いていくことになるかと思っておりますので、そういった場合、振り仮名を振らない状態、または平仮名を漢字にするということは、そういうことが果たしてこの条例そのものを町民に、みんなに見てもらって、読んでもらって、理解してもらって段階で、ちょっと不親切な方向に今条例が向いているなということを私は思うものですから、その、もう一度その公用文の規定について再検討いただきたいと思ひまして、今回の質問としました。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 今回、火災予防条例の改正ということでございますが、今後とも消防関係においても改正等がございます。そういったときに際しましても、現在の幸田町公用文作成規定、あるいは現在の常用漢字表というような表記の中から、どの条例についても統一的な字句等が使われるようなものにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

以上で、第55号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第56号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回も国保税の税条例における金融所得課税の一体化に伴う改正であります。この改正の内容を見ますと、金融所得課税の一体化等の見直しに伴う国民健康保険税の課税の特例規定の整理というふうになっておりまして、第7項における、それぞれずっと書いてあるわけですが、こうした国保税へも影響をするということで改正をされるわけです。

そこでお聞きするわけでありませけれども、この国保税の影響はどのようなものか、お尋ねするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 国民健康保険税の税条例につきましても、先ほどの地方税法の改正に伴いまして、その国民健康保険税の課税の算出の元であります所得情報、この関係が影響しておるというところで、この国民健康保険税の条例の改正をさせていただくというところであります。

改正の影響につきましては、地方税と同じように公社債等の課税されることに伴いまして、国保税の課税の元であります基礎所得額が変わるという予想がされるということで、所得割額等への影響があるのではなかろうかなというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この所得割、要するに減税になるわけですので、国保税の軽減につながるのかということですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 所得割の軽減になるかどうかということですが、先ほどの地方税法の関係と同じように、公社債の関係では、一部利子につきましては申告が任意ということになりました。任意というのは、損益通算等の関係で申告は任意ということですが、そういった所得が、いわゆる町税の所得情報の中に当然把握はされるようになりますので、その所得額があれば、あればというのは、あれば、その所得割額が増、損益通算等によりまして、当然その金額が下がれば、これは減というふうなことになるかと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こうした金融政策につきましては、証券の優遇税制を初め、さまざまなこの投資家への優遇政策をとってきております。そうした関係上、今回もこの一体化によって大きな影響を受けるというふうに思いますが、今までと比較をいたしまして、今回はどういいますか、例えば元になる所得割額への影響ということからすれば、より一層税の引き下げによって優遇をされてくれば、それが国保税の税収にとってはマイナスになってくるということにもつながるわけですが、そうした点からいたしますと、大きな影響があるのか、それとも、さほどでもないよというのか、あわせてその辺についてお答えいただければと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） この金融商品の関係の申告につきましては、先ほど申し上げましたように、申告が任意でございます。任意というのは、これは言い方が悪いかもしれませけれども、損益通算により、その税を軽減されるであろうと予想される方等については申告がされるであろうという予想をしておるわけですが、反面、申告を今まで公社債の利子、譲渡損益については、これは国保税では所得判明ができませんでしたので課税がされていなかったわけですが、これらのものが逆に申告がされるようになれば、当然その保険税というのは、所得割では上がってくるであろうという予想がされるということでございます。

申告のその内容につきましては、私どもも把握をしておりますけれども、これは参考にもちょっとならないのかもしれませんが、今年度の株式配当と株式の譲渡損益での申告をされた方、平成25年度7月の本算定時で賦課世帯が4,800世帯ありましたけれども、配当と譲渡の関係の申告をされた方、104名の方が国保税では対象になったと。もちろん、この数というのは、もう全く、平成29年度以後の分については違ってくると思いますけれども、そういったその商品が、当然一般の方たちとの投資であるとか資産運用の中で活用されるようになれば、さらに拡大がされると思いますので、そういった面では所得割額への影響というのはあるんであろうというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） じゃあ、これから国保税におきましても、こうした株式等での配当や譲渡所得などのものが申告によって件数が把握をできるということからすれば、それが国保税の税収増につながるという見方もできるというふうな考え方でよろしいかということであります。

逆に減収になる可能性もあるということもあり得るわけでございますけれども、そうしたことで、より一層明確になってくるということにつながるというものでありましょいか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議員おっしゃるとおり、当然、今まで申告もなかったものが出てくるということになりますので、明らかになって増収になるであろうというふうには考えますが、先ほど申し上げた損益通算等々の関係でどうなるのかというのは、実はふたを開けてみないとわからないというところもございますので、増になるとは必ずしも言い切れないということをお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩とします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時01分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） まず、影響額件数世帯数という関係で、これは確認をするわけですが、先ほどの答弁等の中で、ここでの課税世帯は4,800と。その中で確定申告をされた件数が104名、あるいは104件ということですが、全体の2.2%弱に当たるわけです。

こういう内容でよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 平成25年度の4月1日現在、本算定時での数ということあります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回、一本化という形で出てくるわけで、さあ一本化といっても、これは選択制になつとるわけですよ。選択制で一本化というのはどういう理屈が成り立つのかなという思いをするわけですが、例えば、選択制にしましても分離課税、あるいは申告制という形にしましても、基本的には国保税にかかわってくる収入から所得を差し引く、こういう関係でいけば、町民税よりも基礎控除の金額が違いますよね。町民税イコールその申告額だということには、私は、国保税はイコールにはならないと。そういう中で、その申告が選択制だということは、事前に自分で計算すれば出てくるわけですよ。どちらを選択したらいいのか。つまり、確定申告と損益通算の関係を比較対照して、自分がどちらを選ぶことができるのかという点が、これは選択制ですよ。ですから、そうした点でいけば、毎年毎年、選択制を採用して分離課税にする、あるいは申告制だよという形も、これはとり得るのかな。得られるわけですよ。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 申告制度のその取り決めによりまして、確定申告については当然申告をしなければならないもの、することができるもの、しなくてもいいもの、これは分かれておるといふところの中で、それぞれの申告をされる、住民の方たちの選択ということになるかと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、選択制ですよと、申告制ですよとって、申告は分離課税にするのか、あるいは確定申告か。これは申告ですよ。けれども、その前段で自主計算をする。自主計算をして、プラスかマイナスか、あるいは、場合によっては、金融商品の関係も含めてですが、申告せんでも済んでいっちゃうんですよ。先ほど言われた104件ですよ。104件の方は、黙って、あふれちゃつとるもんだね。これは、まあ申告しなきゃ何ともならんという判断を私はするわけですが、あふれないで、申告せずにやっておれば、この関係は影響が出てこないということになるわけですが、そこら辺の判断はどういうところにあるでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほど申し上げた104件の件数というのは、これは現行の制度の中でも申告義務のあるものというところで把握をしておりますので、その件数を申し上げたところでございます。

今回、公社債の関係で、特定公社債と、それから一般公社債に分かれまして、その公社債の中で、一般公社債の譲渡損益については申告義務になるというものの中にはございます。今までは非課税対象でしたので、これは把握ができなかった。さらに、公社債の中の利子につきましても、これは申告が任意でございますけれども、源泉分離がされますので、当然、申告は先ほどの損益通算の中で判断がされることになろうかと思ひますけれども、それぞれのその損益通算をされるものの中での対比は可能であろうかというふうには思ひますけれども、譲渡損益の関係では、これは、当然あればふえてくるということになるんであるかというふうには思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 分離課税にしても、申告課税にしても、申告が前提という点でいけば、どうやって把握するのか。申告しないという人だって、これは選択肢で出てくるわけですよ。申告をせずに、言い方悪いけど、課税漏れという、課税漏れが、特に金融商品の関係が課税漏れで出てくるかどうか、それはまた別の問題ですが、国保税という形の中で出てきたときに、これをどういう形で、それを捕捉するのかと。私は、非常に捕捉の仕方というのは難しいと思うんですよ。

申告制であろうと、あるいは分離課税であろうと、申告が前提ですよと。申告をしなくても済んでいきますよという形の中で、それをどう把握するのかという点では、どんな珍手、名手を考えておられるんですか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 国民健康保険税の課税の基礎でありますものにつきましては、これは町税の所得情報によって得ることしか現在のところできません。そういう意味では、先ほど議員の言われる珍手というか妙案なのかわかりませんが、私どもがそれ以外の所得を把握するすべが実はございませんので、それについて、その情報について調べようということをするということについてはないということであります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第56号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第57号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 第57号議案、幸田町営住宅条例の一部改正についてでございます。

14ページにあります第10条第4項の「老人」という表現を「高齢者」に改めるということについてお聞きしたいというふうに思います。

老人が高齢者になるんだよと、ああ、そうですかですかって通ってしまってもいいんですが、少しその点について、言葉の使い方ですでお聞きしたいと思っております。

まず、何でこの老人を高齢者に変えるかと、その理由についてお聞きしたいわけですが、幸田町には、「老人福祉センター」というのと、「高齢者生きがいセンター」というのがございます。そこの老人と高齢者を入れかえても、何となくどちらで使ってもいいなと。「高齢者福祉センター」でもいいじゃないとか、「老人生きがいセンター」でもいいなというような感じを持ちます。もう一つの組み合わせがありまして、「老人いこいの家」というのと、「高齢者ふれあいプラザ」というのがございます。これも、老人と高齢者というふうに言葉の入れかえがあっても何ら不思議はないなというふうに思わけてありますが、そういう言葉の使い方について一定の見識があるのか、ただの言葉遊びかということがございますので、その老人と高齢者に改める理由について、一度お願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 町営住宅の条例改正の点でございますけども、まずこの背景から申し上げさせていただきたいと思っておりますけども、平成23年の地域主権の一括法に伴う公営住宅法の一部改正があったわけでございますけども、それに伴う体制としては、

平成23年に町営住宅の同居の基準とか、また翌年、平成24年度には入居基準などを改正してきたわけですが、その中に、公営住宅法の中では「老人」という言葉を表記しておりましたけれども、昨年度の入居基準などの町営住宅条例の改正に合わせて、「高齢者」に改正をしております。

ただし、この第10条の第4項、これは優先入居の区分についてでございますけれども、改正漏れがございまして、それに伴って、今回、地方税法の改正に伴う延滞金の割合の特例の改正と合わせて、その他字句の整理として改正させていただきますので、まずもって、この辺についてはおわび申し上げたいと思います。

また、この高齢者と老人との違いにつきましては多々ございますけれども、先ほど2点目としての質問としていただきました例規関係での整合性ということでございますけれども、幸田町にある例規では、その福祉センターとか、またそれに伴う設置及び管理に関する条例を始め、老人という表記をした例規につきましては61本ございます。これは条例規則、要綱も含めてですけれども、61本。また、その高齢者生きがいセンター設置及び管理に関する条例や、またほかにも、例えば移動円滑化関係のバリアフリー関係、これにつきましては高齢者という表記を同じく行っておりまして、これにつきましては60本ほどの例規がございます。

これにつきましては、それぞれございますけれども、上位法とか、その関連例規、固有名詞などで老人という表記を使わざるを得ない状況、例えば扶養控除の老人扶養控除とか、そういったものも含めて、そのようなものにつきましてはそのままにしておりますけれども、上位法が関連例規で主張なく、高齢者への変更が可能なものにつきましては、幸田町の例規審査委員会の中で審議を置きまして、このような条例改正の時期に、機会を捉えて、その他字句の整理として老人から高齢者へ順次改正しているというふうな状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 改正漏れがあったということで、今回この中で直していこうという話と、それから、これから老人というのから高齢者というふうに時期を見て変えていくと。今61対60の割で老人のほうが使われておるという話を今お聞きしました。

そこで、この老人と高齢者の定義なんですけれども、老人とは幾つからかとか、高齢者は何歳以上かというこの定義がきちっとしていないと、ほかの条例と異なっていると、これはお互いに悪い影響を与えるんじゃないかと思っておりますので、はっきりした定義があるのかどうかについて、一度お伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 建設部のほうからは、今回の町営住宅の改正に伴う、その老人を高齢者にとということでございますので、この公営住宅法では、老人という定義の中で、同居の世帯の緩和とか、収入基準だとか、優先入居とか、また家賃の減免などさまざまな減免制度の特例を、身体障害者等をあわせた、そういった適用をすることが可能となっておりますけれども、公営住宅法の中では、年齢的には、平成17年までは、実は年齢は50歳以上を高齢者というふうに、法律上定義されておりました。それが平成17年で60歳以上というような形で改正となって、現在60歳以上ということになっておりま

す。

一般的に高齢者と申し上げますと、普通の統計上、またWHO上では65歳以上、いわゆる65歳以上が高齢者と言われていると思いますけども、公営住宅法上では60歳以上というふうな状況となっています。

この背景につきましては、その公営住宅、いわゆる高齢者の居住の安定確保に関する法律というのが、いわゆる高齢者居住確保法というのがございますけども、例えばシルバーハウジングとか、またサービスつき高齢者住宅、こういったものの適用対象年齢が60歳以上ということになってございますので、そういった面でも、この60歳というのを公営住宅としては採用していると。また、条例化する上でも、幸田町の60歳以上の方にとって不利益にならないように、そういった面でも60歳以上というようなことを採用しているということでもあります。

なお、これは公営住宅サイドの考え方でございますけども、老人という表記につきましては、一部、文字のとおり「老いた人」というような意味合いも受けとめられる場合もございますので、町営住宅条例としましては、この条例委任された中で、健康で文化的な生活を営む、していただくためのイメージにも配慮して、このような高齢者というふうな表現に改めさせていただいているというふうな状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 現在、合わせて121本のその条例があると。その中に高齢者と老人という表現がありまして、全てが、今言われたように60歳でというふうな定義がされておるのかどうかと。条例によって、あなたは、この条例では60歳だから、あんた高齢者だけど、こっち行ったら違うよと言われるようなことがあってはいけないなというふうに思いますので、そういうことについて、これ一貫性のある、121本全てに、高齢者というのは60歳以上であるというふうに定義がされてあると言えるかどうかについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 私の答弁がちょっと言葉足らずだったと思いますけども、公営住宅に関する部分については、先ほどの配慮をして60歳以上というふうにさせていただいておりますけども、基本的には65歳以上が高齢者ということで、その例規関係につきましては、その年齢については65歳というのが主流として採用しておりますので、あくまでも公営住宅のいわゆる趣旨からして60歳以上という形で特殊な事例でございまして、基本65歳以上というふうな考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 老人と高齢者というのは、本当に条例によって幾つからというのは、まさに青年法と同じでございしますが、決めていないと。はっきりしないと。ここへ行くと65歳だと。こっち行くと60歳でいいよというふうな、それが今の法律でございませぬ。老人とか高齢者とか、前期高齢者は幾つからで、後期高齢者は幾つか。高年齢者という表現も、たしかあるような気がするね。これ幾つからなんだと。

そうなってくると、条例や法令によって幾つからということをはっきりしない場合は、

誰が困るかという、住民が困るような気がしておりますので、そういう表現ではなくて、はっきりと、もう60歳以上と。この条例では70歳以上と。もう年齢できちっと条例というものは明示したほうが、お互いに都合がいいんじゃないかというふうには私は思うんですけども、ここを高齢者に改めたから、それでよしと。じゃあ、高齢者は何歳だと言って、ここは60歳だよと。こっちの高齢者は何歳だと言ったら、65歳だよと。それでは、ちょっと高齢者という言葉を引きちとした定義に基づいて使っていることには言えないと思うものですから、もう条例に入ってくれば、はっきり何歳からだ、というふうに言ったほうがはっきりするのではないかというふうには私は思いますが、その点について見解を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、議員が言われるとおり、そういった面では全てを統一していくということが重要かと、住民サイドからしてもわかりやすいという部分でございますけども、くれぐれもこういった特別法の中で、60歳以上という形でこの公営住宅については「高齢者」という表現も考えないこともないと思っておりますけども、そういった面では、そういった部分で分けをしていくというような状況は避けられないということと考えておりますので、通常、全ての例規関係を65歳以上というような宣言をするという形では、なかなか難しい状況であるということだけお答えさせていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 全てがそうじゃなくても、それぞれ考え方を改めて、はっきり年齢で書いたほうが、お互いに混乱しなくて済むんじゃないかというふうには今思っておるわけでございます。

それが、一番最後の入居制限が変わるかという表現はその部分でございます、今までは、老人は60歳扱いだから60歳でいいと。今度、高齢者になったと。高齢者は、WHOでも何でも65歳と言っていますから、今度65歳になるのかというふうには一般の方はそう思うわけですね。当然の話が。じゃあ、違うよと。幸田町は言葉変えただけで、中身変えていないよという説明がないわけですので、そういった部分をきちっと説明したほうが親切であろうというふうには思っておりますので、まずこの入居制限が変わるかどうかについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この入居制限につきましては、もちろん変わるものではないで、60歳以上の方、これは例規の中で、高齢住宅の規則の中で60歳以上と宣言しているわけですが、そういった高齢者の方で、なおかつ生活に困窮している方につきましては、その収入基準が、裁量階層と言っていますけども、通常15万8,000円、収入の限度がございまして、それを21万4,000円以下という形で、収入が多くても入れるというふうな状況。また、空き家防止の際には優先入居が可能だとか、また60歳以上、高齢者の世帯、高齢者世帯につきましては、家賃について3万円以下の部分は10%、3万円を超える部分は20%の家賃の減免と、そういったような特例がございまして。

このように、それぞれの特例につきましては従来どおり変更はないという状況でござ

います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 第57号議案は、家賃の滞納にかかわる条文の整理、改正であります。

そうしたときに、じゃあ、今3つの団地を抱えておりますが、その3つの団地にかかわって滞納の件数が何件出てきているのか。まず、そこから説明いただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 滞納の状況でございますけども、11月現在という状況でございますけども、滞納の件数は31件ほど。また、その額、31件のうちのトータルの額も同時に答えさせていただきたいと思っておりますけども、358万8,480円。31件で358万8,480円が、11月現在の滞納状況というようなことでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 11月1日ということによろしいですね。

はい。11月1日現在で、滞納の件数が32件、358万円余りということですが、この中で2カ月以上滞納している件数はどれだけありますか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 大変申しわけございません。3カ月以上の把握をしておりまして、3カ月以上の滞納者につきましては22件という状況になってございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 2カ月ではなくて、3カ月以上の滞納の件数が22件ということですが、この滞納の22件について、あなた方はどういう、条例に基づく対処は、具体的にどういう対処をされておりますか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この滞納整理につきましては、実際にそういった方につきまして、これは年に一度、今年度は9月に1度、また行っておりますけども、こういった督促を行いまして、その督促によって、返済する部分での債務の承認と、その返済の計画を提示させております。先ほどの31件と申しましたけども、358万8,480円の、11月1日現在でもございますので、そういった31件に対して返済計画、そういったものを提示させて返済をしていくように、こういった言葉は正しいかわかりませんが、そういった債務計画としての生活相談というようなものも含めて、そういったものを行っているという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 年に1度と、今回の場合は、9月に22件ではなくて、32件全てに督促と返済の計画を提示させる、提出をさせるということですが、具体的にその提示に基づいて、今解決されておりますか。件数が減る、あるいは滞納金額が減っていく、そういう具体的な成果というのは出てきておりますか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 実際には目に見えた形での返済というのではないんですけども、ただ358万円ほどのうち、今年度に入ってからいわゆる滞納繰越分の支払い、こういったものについては90万円ほど入ってはきておりますので、そういった面での効果は多少なりとも発生しているというふうに理解しております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この議案関係の説明資料の中の55ページにかかわるわけですが、この中で、上段で、正当な理由による立ち退き要求を受けて、適切な転居先がないよと、ここはとめ置くということですが、要は、こうした事例、こうした事例というのは、家賃滞納を含めた事例を差しているわけですが、その家賃の滞納に対して、あなた方がどういう対処をしているのか。こういう具体的な内容が、12月2日付で、町長名で、町営住宅入居者各位という文書が出されておりますよね。その内容は、この滞納との関係はどういうふうになっているんですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 各位につきましては、今年度の送付しております通知につきましては、今回のいろいろな滞納明け渡しに伴ういろんな面での不安が生じているという部分もございましたので、そういった面で、そういった不安とか、そういったものを解消する、また相談体制、そういったものを整えるという面で文書を発送させていただきながら、また滞納、そういった迷惑行為も含めて、いろんな面で居住者への周知を行ったというふうな状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、11月1日現在で32件の家賃の滞納者がいると。そういうことをかんがみてかと思ったら、そうじゃないよと。そういうのも若干あるけれども、家賃の滞納に伴って明け渡し請求を、訴訟を起こしておりますよと、こういう内容の文書ですよと、こういう説明であります。

先ほどの関係も含めてですが、見出しでどういうことを書いておりますか、あなた方。「安心で適正な町営住宅管理の確保について」と。それは、それでいいですわ。その後ろ。その後ろに、「安心で適正な町営住宅管理の確保について（依頼）」とね。取捨選択。間違っとうへんか。どちらに主体性があるのか。住民に、入居者に安心で適正な住宅管理を依頼するよと。依頼文書だと。設置者は誰だ。幸田町でしょう。その管理者誰だ。町長だわ。だから町長名で出しとるわけ。本来、町長の職務、職責にある町営住宅の安心で適正な管理をする職務を、住民に依頼をすると。どういう感覚ですか。まさに上から目線と。上から目線で、入居者が、自分の住んどるところぐらい、安心して安全な住宅管理をするようにおまえら努めよと。こういう文書ですよ。内部チェックされとるのかというたら、これ何もチェックされとらん。起案者が書いたと。その起案者の内容を、おっしゃ、おっしゃして、みんなはんこ押ししていった。課長、部長、副町長、町長。その内容は上から目線でね。入居者に、自分のことは自分で管理せえよと、こういう依頼文書を書いておる。そういう内容でよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この通知文につきましては、依頼という形での表現で、安全で快

適な町営住宅管理の確保についてということで、括弧して「依頼」となっておりますけれども、これにつきましては、前段でそういった滞納等の迷惑行為による退去明け渡しを求めて訴訟を行う事態が発生しておりますと、そういったような状況の中で、何か身の危険とか不法な行為等がありましたら、速やかに警察もしくは我々のほう管理者のほうへ通報していただきますようにというような形での御依頼をした上で、適正な管理をさせていただくというような形での文言でしてございますので、そういった面での依頼というふうにさせていただいております。

議員の言われるように、その主体としては、もちろん適正な管理の主体は幸田町であるということは十分認識の上でございますので、そういった受け取る側として誤解を生じるというような形であるとすれば、反省をさせていただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 誤解を受ければ反省すると、誤解を受けるも受けんも、初めから誤解されとる。あなた方が上から目線で、これは町長名で皆さんに依頼をする文書ですよ。名は体を示すということはよく言われる。見出しというのは、全体を一つにまとめた基調文書。その基調文書が依頼をする。まさに本末転倒ですよ。住民が大変な日常の不安の中でおびえて暮らす、ぴりぴりする。こういう中で、この後の文書は、幸田町は明け渡しを求めて訴訟を起こしておりますよと、こういう内容だと。

だけでも、依頼文書という形の中で、本末転倒、上から目線で、入居者に、自分のところぐらい、自分できちっと管理するのは当たり前だろうと、こういう依頼文書を出されたところに一つの問題点があるということと、これは2枚になっておりますよね。2枚目で、退去を請求する不法行為、これは入居のしおりということですから書いてあって、その冒頭で、「家賃を3カ月以上滞納したとき、3カ月以上、悪質な滞納状況が続くとき」という形で括弧してある。これはくそ道だわな。くそ道開けとる。だから、本文の中では、条例の中では、家賃を3カ月以上滞納したときには退去請求ができる根拠がありますよという条例だと。だけでも、あなた方は、それが悪質かどうかということと物差しかけられる。私は、それがいいとか悪いとかいうことじゃない。あなた方がこういう条例や規定を設けて、退去にかかわる基準というものを持ちながら、訴訟に至るまで、どれだけ住民の皆さんが、あなた方に適正な管理をせよと、安心して安全で穏やかな暮らしができるように、入居者として管理者にきちっと物を申し上げてきたはずですよ。書面も出されておると。そうしたときに、あなた方は何だかんだと行って、訴訟に至るまでは。

全部で、ここに退去を求める事例については11例挙げてあるわけやな。トップの、先ほど申した家賃を3カ月以上滞納したときと、そのほか町の指示に従わないとき。この間、全部で11項目挙げて、この項目にひっかかると、あなた方はもう退去していただきますよという町の姿勢が示してあるわけ。しかし、裁判に至るまで、あなた方が何て言ってきたか。迷惑行為をやる、騒ぎまくる、町営住宅は壊しまくる、隣近所の入居者に脅威を与えると、みんなひっかかる。みんなひっかかるけども、これじゃあ裁判をやって公判を維持することは大変難しいから、家賃の滞納が3カ月以上続かんかなと行って、ひたすらあなた方待った。その間、どれほど住民が難儀な思いをして、公営

住宅におりながら、こんなおびえた生活をしなきゃならんのかと、こういう声がどんどん上げられながら、あなた方は自分の身の周りを守ることのみきゅうきゅうとしておられたと。そういう認識、発想が依頼文書なんだと。

ということと、もう一つは、先ほど言われた32件の3カ月以上の滞納があるといったときに、じゃあ、これどうするのかという問題であります。第1回の明け渡し請求の公判が開かれました。わずか、実質的には3分か4分程度で閉廷をしましたがけれども、そういう事例が今後も私は続くということは願いたくはないけれども、しかしあなた方の対応の仕方を見とると、入居者のほうは、幸田町は何にもやってくれんけれども、家賃だけしっかり取って、滞納にかかわるペナルティーもしっかりやるよと。つまり、やらざるばかりだと、こういうことになりかねんです。

そうした点に、どう今の滞納の関係を整理されていくのかと。全部追い出すということをお願いしているんじゃない。血もある、涙もある、そういう対応、対処をしながらも、そこで足元をすくわれとるんですよ。足元をすくわれとるという自覚と認識がなかったら、対処できないねん。今後どうされるのか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この依頼文の裏面には、その家賃の3カ月以上滞納したときということで、括弧書きで3カ月以上、悪質な滞納状態が続いた場合とか、またもろもろ11項目ほど、解説も含めて提示させていただいておりますけども、こういった内容、3カ月を超えたからといって、すぐ明け渡しということではないけども、その部分の他市の状況を見ますと、6カ月以上の滞納があった場合は明け渡し請求をするとか、そういった事例もございます。そういった面でも、3カ月以上過ぎればという、即そういった形ではないというのは、当然我々もそういう姿勢はございます。

滞納者との関係を保持する、いわゆる信頼関係がどの程度保持できているかというのが、一番こういった公営住宅、これも民事上の契約行為のもの、延長線でございますので、そういった面での貸し主、借り主との関係の中では、家賃を払う意思があるのかどうか。また、どのように払っていくのか、返済していくのか。こういったような関係がしっかり保持されているという状況があれば、それに従って、ある程度の返済をしながら行っていくというようなことでございます。

また、今回訴訟に至った経過としましては、当然4カ月の滞納でこういったものに踏み切ったわけでございますけども、そういったほかでの迷惑行為も含めたもので配慮したというものでございますので、特殊な事例だということでございます。

今後の考え方としましては、やはり家賃の滞納による明け渡し請求、明け渡し訴訟、これが全国的にはそういった事例でございます。そういった面では、返済する意欲がないというか、いわゆる返済意思がない、そういった部分があるという形、納める意思がないというふうな状況がある程度判明できた段階、それが何カ月以上というのがまだはっきり申し上げられませんが、そういったものを見据えた上で厳正に対処していかなくちゃいけないというようなことは、今回の機会を踏まえて方針として考えていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、あなたね、滞納している入居者に、家賃の支払いの意思があるかどうか、これがポイントですよ。みんな、あると言うんです。ないと言ったら、自分で自分の首を絞めるということは、皆さん百も承知のこと。百も承知の上で、町のほうから、おい、これ滞納しちゃまずいで、何とか返済計画立ててくれやと。支払いの意思ありますかと言ったら、計画の提出はせんけど、いや、払いたいと思っとると。今、生活がこれだけでも、滞納がいいというふうには思っとらんわなと言われりゃ、滞納の支払いの意思ありますよ。それで、ずっと滞納していくと。

こういうものを見きわめをしないと、あなた方がくそ道として逃げ道を開けているのが、支払いの意思の有無なんだと。しかし、それは初回に限りあったとしても、そういう入居者がどういう日常的な暮らしなり、あるいは町への対応がどういう姿勢で臨んでおられるのかというのは、私は個々の事例で具体的に見たから、杓子定規に意思ありか、なしかといや、みんな意思あるだろうと。それでいいのかということなんです。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほど申し上げましたように、返済計画、いわゆる納めるための年次計画、月別計画を提出しております。31件、全て提出しております。そういった面で、それを履行できないということになれば、当然次の月も履行できない状況になってくる。それが積み重なってくるということからして、こういった返済計画を、信頼関係でもってこの返済計画は出させておるわけですけども、それを裏切るような行為となった暁には、そういった人間関係は、いわゆる管理人者としての信頼関係はなくなっているという状況も判断材料にはなりますので、それをもってこの明け渡し請求へ踏み込んでいきたいと考えておまして、議員言われるように、全ての方がやはり返済する意欲は当然、返済計画を提示しているということは、そういうことだと思いますけども、じゃあ、そのとおり実行できるのかどうかということら辺が、しっかりこれを審査しながら判定をしていき、厳正な対応をしていきたいと考えておる状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第57号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第58号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 第58号議案、土地の処分についてというところでございますが、実測で登記簿上の面積と実測の面積を引き算しますと、1,141平方メートルという差が出ております。このことについてまずお聞きしますが、まずは、全部で7筆ですよ。実測すると、その7筆で1,141平方メートル少ないわけですが、7筆の中で、どこが少ないのかと、どこが多かったのかということについて、まずお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回、つつじヶ丘の用地の関係で7筆でございますが、もともと登記簿面積が、この7筆の1万4,486平方メートルでありました。実測面積というのは、7筆を、この7筆の一番外郭といいますか、そこの境目をもって測量をされたその結果が、この1万3,344.79平方メートルということであったということ

で、その差が、先ほど質問にありました1,141平方メートルであったということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 7筆トータルではかったという話ではありますが、この議案関係資料64ページに表が載っております。賃貸物件ということで、それぞれの筆の実測面積が入っておると、入っていないのがございますよね。そうすると、これ見てみますと、例えば七曲りの7とか、44の1とか、あと2の1ですか、ここの部分は、この下に実測の面積が入っておりませんよね。入っておるのが、全部で4つぐらいありますね。3つが入っていないと。

そんなように、この表から見るとそういうふうに取り取れますが、実測していない部分を見ると、それが合計すると、登記簿上では1万2,433平方メートルになると。膨大なという、その7筆のうちの3筆がほとんど全体のかなりのパーセントを占めるわけですね。何%になるかわかりませんが、80から90%近くが実測されていないと。残りの4筆はしてあると。してありますよね、下に書いてありますから。

そうすると、ほとんどしていないけども、ここの部分はしたよと。していない部分について、今、その実測面積がわかるかどうかについて、ちょっと教えてください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、買収をさせていただくときに、参考資料でいきます図面の、例えば32の1という地番があるわけですが、この地番については、この買収をさせていただくときは、32の1のこの土地に太い点線といいますか、実線といいますか、重なった線があるかと思えます。実は、これは土地の貸借契約をさせていただくときの境でありまして、買収についてはこの左側といいますか、32の1の全筆を買収させていただき、今回そのつつじヶ丘の土地として処分をする、使用貸借を結んだ土地の32の1の中の一部について、この実測面積をもって使用貸借を結んだ経過がございますので、表記がしてあるということでございます。この七曲りの、例えば11の1も、実は同じような経過で、道路用地として拡張するための用地として残しておきたいということをもってやった、その経過で、ここに表記がしてあると。

実際に土地の使用貸借の契約については、先ほど申し上げた全筆の外周をもって測量をした結果の数値であるということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうすると、結局はこの7筆それぞれ、個々の実測面積というのは把握していないというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 全てが把握をしていないわけではございませんが、中には、実は実測をしたところもありますので全部ではございませんが、約3筆については実測した面積がわかっており、あとの筆については、公簿面積でしかわかっていないということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 土地の売買をするのに、筆ごとの面積がはかっていないというのは、

全体でわかっておりゃいいよという、そういう井勘定みたいな売買でいいのかなという
ことは気になりましたので今お伺いしたわけですが、こういう形で、一部だけ、ほんの
わずか、十何%の部分だけが実測値がわかっておるけど、残りはわかっていないけども、
あとは全体の周りではかっとなるからいいよという、こういう形が、後々いろんな問題を
起こしてくるなというふうな気がしておりますので、こういうやっぱり筆々の面積とい
うのは必要ではないかなというふうに私は思うんですが、その見解についてお願いをし
ます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 確かに言われるとおりであります。ただ、例えば七曲りの
7、ここで面積が8,564平方メートルというのがあるわけですが、実は買収をさせ
ていただいたときには、14筆の買収をしました。これを合筆して、この7番地という
ところにおさまったわけですが、もともと面積が、この辺は実は、以前、国調と
いって、国土調査の関係で、その面積が不突合の部分がありまして、そういった関係で
なかなか面積がはっきりしていないというところで、分筆をしていかなければならない
部分については測量をさせていただきましたけれども、それ以外については公簿面積で
ということで対応させていただいたという当時のことを聞いております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 平成15年の覚書によりますと、覚書によって、そのときの外周を
はかっての実測、トータルでこんだけというような形で今売買をしているわけですが、
そういうやり方で、果たして本当にいいのかと。いろんな町の所有する土地が、もう全
体でこうだよじゃなくて、やはり筆々できちっと出して、それを積み上げて形にしてい
かないと、実際それが本当に、じゃあ、各筆を合計したら、この今出ておる一万三千幾
つよりも多いかもかもしれませんので、ですから、そういったところをきちっと計算される
べきではなかったかなというふうに今回は思いましたので、そういう質問をさせていた
だきました。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 1万3,344.79平方メートルというのは、あくまでも
この7筆をはかった面積であります。先ほど申し上げましたように、公簿面積との差は
当然あるというのは承知をしておりますが、公簿面積は公簿面積であり、この実測の面
積が、この一万三千三百数平方メートルであるということで御理解をいただければと思
います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩とします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 覚書の内容でございますけれども、資料で出されておりますので、その内容とするわけでございますが、次に買収面積と地積面積の差についてであります。

11月1日に開かれました文教福祉委員会に、特別養護老人ホームつつじヶ丘整備の経過についての説明がございました。その整備に至る経過の中で、面積について出ているわけであります。この買収面積と、今回出された議案関係資料の中の売り払いの対象物件の地積面積、これが若干差があるわけでございますが、この差についてお聞きするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 当時、平成15年3月に町が買収をさせていただいたその経過につきましては、ことしの11月の協議会のほうで資料をお出しさせていただきながら説明をしております。その中に、面積が1万4,484.96平方メートルということを書いてあります。これにつきましては、このつつじヶ丘ホームの今回使用貸借をさせていただいている土地以外の土地の町道の拡張用地分、これを含めます全36筆の面積であります。

今回の議案にお示しをしました合計地積という、これ7筆分でございますけど、これについては7筆のみの登記簿面積、公簿面積の数値でございます。これがその差になるかと思っておりますけれども、先ほど申しあげました文教福祉委員会のほうに提出をさせていただいた資料、これは全ての土地の買収だということ、ここで差があるということで御了解をいただければと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） つつじヶ丘の周囲に道路があるわけでございますが、この町道の買収部分が一部かぶるということで、その分が差となってあらわれるよということでございますが、若干、そうしますと、面積的には何か差のほうが少ないようでございますが、その辺については相違ないかということであります。

次に、地目変更についてお尋ねするものであります。

今回の地目が山林ということで、売り払いの対象物件となっているわけですが、これは本来、宅地が建つところにおきましては、この地目変更をすべきではなかろうかというふうに思うわけであります。そうした関係上、これはどのようにするのかということでございますが、覚書を見ますと、法人側が登記をしということになっておりますが、この経過についての手続方法についてお尋ねするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、1点目の面積の関係でございますけれども、もともとこのつつじヶ丘用地の関係では、公簿面積と買収面積と、今回売り渡しをしますいわゆる実測面積、この3本立てになっておりますので、なかなか御理解をいただけないと思いますが、先ほど申しあげた協議会のほうで出させていただいたのは、道路用地を含む全ての買収をさせていただいた用地の面積。議案書にお示しをしました合計地積というのは、あくまでこの7筆分の登記簿の公簿面積と実測をした面積ということでございますので、それぞれに差があるということで御理解をいただければと思います。

それから、2点目の地目の変更でございますけれども、先ほど議員言われましたよう

に、覚書の中に、今回の売り渡し後におきましては、法人のほうでその登記事務処理をしていただくということも結んでございます。そういった中で、地目の変更の登記につきましても法人のほうでお願いをしていくということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 3本立ての面積になっているよということでありまして、道路用地を含んでいるわけですので、若干その辺がわかりにくいわけですが、しかしながら、この文教福祉委員会に出された資料でいえば、この面積、これを売り払うということですので、道路用地は外してあるわけですね、このときは。ですから、その関係からいえば、1.04平方メートル、今回差が生じてくるわけです。だから、その辺のところを道路部分だよと言われても、これはちょっと納得できんと思うわけですが、その点について明確な答弁をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 1.04平方メートルというのは、多分1万4,484.96平方メートルの買収用地の面積に対して、1万4,486平方メートルの公簿面積だというこの差であろうかと思っておりますけれども、その差につきましては、先ほど申し上げましたように、公簿面積はもともとの登記簿の公簿面積であります。もともと町が平成15年度に買いました土地、今回の売り渡しをする7筆の中、先ほど3筆、実測をした土地があるよということでお話をさせていただきました。その差が、いわゆるこの面積の差に出てくるのかなというふうに思っておりますけれども、買収をさせていただいた全ての土地の面積が1万4,484.96平方メートル、この差があるのは当然といえば当然でございますので、その辺で御理解をいただければと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 差が当然だと言われるわけですが、しかしながら、これはつつじヶ丘の面積に関係するわけですので、町道部分とは違うわけですね。これを、本来この部分を売り渡すわけでしょう。売り払いの対象物件として、地積が1万4,486平方メートルということでございますので、本来ならば、ここに1万4,484.96平方メートルが出てこなきゃならんわけですよ。違うんですか。もう少しわかりやすいように答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 1万4,484.96平方メートルというのは、平成15年の当時、買収をさせていただいた、このつつじヶ丘ホームの用地を含めまして、道路も含めた全ての面積でございます。その買収面積には、全て実は、先ほど申し上げました公簿面積ではございません。3筆の部分については、今回つつじヶ丘ホームのほうにも処分をさせていただき用地の中にも入っておりますが、その面積が1万4,484.96平方メートル、これを買収させていただきました。

今回、7筆売却をさせていただきますけれども、この1万4,486平方メートルの公簿面積は7筆分のみでございます。言いかえると、道路部分を除いた部分の面積でございますが、これの公簿面積です。先ほど申し上げた買収面積と公簿面積の当然差がご

ございますので、それでこの36筆分の1万4,484.96平方メートル、36筆分でございますが、公簿面積はそれよりもっと多いわけでございます。その公簿面積と公簿面積を比較すれば、当然その差はあろうかと思いますが、その1万4,486平方メートルという7筆分の公簿面積、これも間違いのない数字でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） とにかく、この町道も含めた形の中で買収をしたよと。その中には全て入っているよと言われるわけでございますが、その中の今度の売り払い対象物件としては7筆だよと。そこで差異が生じると言われるわけですが、面積で見れば、どう見たって1.04平方メートルしか差はないわけですよ。本来、これはつつじヶ丘の建つ部分についてのものを議案として出され、可決をしたわけでありますので、ここの数字についていえば、面積ですね、面積についていえば、合致しなきゃならんわけですよ。合致しないところに、これ何かあるのではないかなと思うわけですよ。その辺のところを明快に答弁していただきたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 申しわけございません。ちょっと私がお話したほうがいいのかもしれないですが、平成15年当時にお買収をさせていただきました1万4,484.96平方メートルの総トータルの公簿面積は、1万4,978.78平方メートルです。1万4,978.78メートル、これがもとの公簿面積でございます。これが36筆分でございます。これが協議会の中にあります、当時買収をさせていただいた面積というのは1万4,484.96平方メートルということで表示をさせていただいておると。

今回、売却をさせていただくのは、その中の6筆と、別に44の1というのは購入をしていない、実は旧の水路用地でございますので買収はしておりませんが、今回売却をするわけですが、その土地を含めての公簿面積は1万4,486平方メートルであったと。ニアリーの数字であるもんで紛らわしかったということであろうかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、6番、都築一三君の質疑を許します。

6番、都築君。

○6番（都築一三君） 私も第58号議案、特別養護老人ホームのつつじヶ丘の用地処分について質問をいたします。

売り払いについては、社会福祉法人寿幸会から用地の買い上げの申し出があったため、平成15年7月1日付で交わした覚書に基づき、幸田町が取得した7筆を4,618万1,000円で、平成26年1月30日までに随意契約で売り払うという案件であります。実測面積は1万3,304.79平方メートルであります。幸田町が取得した日時、また7筆の購入したトータルの金額をお尋ねしたいと思っております。

今、質疑の中でいろいろと面積のこと等々、ちょっと私の頭脳では理解に苦しむような内容かなと思ひます。単純に、私は実測面積とこの7筆の面積が違うということが、

町道を含むので違うのかという答弁がございました。

私は、当初、業者がこれをはかって、面積を実際にはかって、単純につつじヶ丘ホームへ売却するのかなと思っておりました。今、答弁聞いておりますと、非常になかなか難しい面積の割り出し方等々であります。この辺をトータルの金額が単純には出せないなということがわかりました。もうちょっとわかりやすく説明をいただきたいと思えます。7筆が、購入したトータルの金額が出せないということは余りよく理解ができませんので、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回、処分をさせていただく土地の、町が取得をした日ということでございますが、町が地権者の方々と、当時土地の売買契約を締結した日は、平成15年3月5日付でございます。この日をもって取得をしたということですが、登記につきましては、同年の3月20日に完了をしております。取得の経過はそういうことです。

今回、処分をさせていただく土地の金額でございますけれども、先ほど申し上げましたように、今回7筆を処分させていただくということですが、このうち、先ほども申し上げましたが、44番1というのは旧の水路敷、実際に町が払い下げを受けたときには山林として登記をしておりますけれども、この旧の水路敷は購入をしております。取得価格はゼロということになるかと思いますが、当時の購入した土地は、44の1を除きまして、全部で6筆になるかと思えます。この6筆の購入金額につきましては、合計で3,986万3,458円であります。これが、当時取得をさせていただいた6筆分の土地の価格ということでありまして、今回、処分をします金額につきましては、議案書のほうにお示しをさせていただいておりますが、この金額については、44の1も含めた金額ということでお示しをしてあるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 道路とか、以前に1,133平方メートルは道路敷で別だよという話であります。

私は、もうちょっとこの案件につきましてはわかりやすく説明がいただけたらよかったですなと思っております。

また、この買い上げる社会福祉法人の理事長、佐野博氏に対して、この支払い金額が遅延した場合、違約金等々の契約が結んであるのかどうかということもお尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほどからもちょっと面積では非常に紛らわしい、私の説明不足かもしれませんので、それはおわびをしたいと思いますけれども、何にしましても、実測をされた面積で今回売却をさせていただくということでございますので、その辺はよろしく申し上げます。

それから、法人の支払いがおくれたらというお話でございますが、一応、今現在、仮契約も結ばせていただきながら、その履行については拒むことはできないということも当然うたってあるわけですが、契約をした後、支払わなければ、当然契約不履行となる

わけですが、それは当時からの当然覚書に基づきながら、さらに仮契約を結ばせていただく中で、法人の代表の方とはよくお話をしながら、その支払いについては当然履行をしていただくということで、もう既にそういった準備もしていただいておりますというお話も伺っております。

今後、早いうちに契約をさせていただきながら、その支払いをお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどちょっと話がありましたけれども、今回売り払う用地の筆数は7筆、全て地目は山林だよと。この山林の地目を宅地に変更するのは買う側の法人の責任でおやりになりますよと、こういうことですよ。

じゃあ、いつまでやるの。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほど申し上げました覚書に基づいて、その登記をやっていただくということでございますけれども、当然、売買契約を結んだ後、いわゆる所有権移転のときに一括の登記ということで、その中で対応させていただくように今、お話をしながら進めさせていただいておりますというところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 所有権移転のときですよと、売買契約成立がした、いわゆる議会の議決を経なきゃならんわけですよ。議会の議決を経た後、売り主、借り主、今、仮契約ですが、これを本契約にすると。本契約した後に所有権移転をする、その登記のときに地目変更も一緒にやりますよということですが、私が申し上げたのは、いつまでやるのか。いつまでに、その地目変更を含めた土地の登記をやるのかという期限の問題であります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今、私どもが考えています契約につきましては本年中を考えておるわけですが、支払いの一応期限を定めさせていただいております。その期限が1月の末を今予定をしておるわけですが、当然そのお金が払われた後、すぐにとということで対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まあ、1月末に支払いが完了しますよと、こういうことですが、支払いが終わった後に、私には速やかにと。速やかにというのはどうにでも受け取れるわけ。1週間で速やかな人もおれば、1年後も速やかだということ、言葉のあやというのは非常に使い勝手がよくて、相手が勝手な理解をするだけだと。言った側は速やかにとっても私は、いや、1年後ですよというふうに受けとめましたよと言っても、それは速やかなんです。そこら辺の押さえはしてありますかということなんです。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今まで仮契約は現在、今年度に行わせていただきましたの

で当然法人の代表の方とはいろいろなお話をさせていただいております。その中で、先ほどのお金のことも含めまして、登記地目変更、所有権移転等々の関係につきましても調整をさせていただいておるということで、とにかくいつというのはちょっと私も今ここでお話ができませんけれども、先ほどのお言葉を借りれば速やかにというのが適切ではないかもしれませんが、1日でも早いうちにその所有権移転も含めた登記をお願いをしていくということで調整をさせていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 堂々めぐりのような感じですが、要は1日でも早く、それはお説のとおりといったときに、少なくとも担当の委員会のほうには無事完了いたしました。登記と地目変更も終わりましたというぐらいの話はしといて頂戴ということをお願いして次に入ります。

それから次は、登記簿面積と実測の差ということで先ほど言われて、公簿面積やら買収面積やら実測面積、それぞれ違って当たり前じゃないかと、こういう非常に乱暴だなというふうに思いながら実際はそういうのがあるということで、ただ、一般的にこれは山林ですよ。山林の面積、登記簿面積と実測の関係からいけば、実測のほうが大きくて当たり前ですよ。通常、山の場合、例えば100坪あったときには実測でやると200坪300坪、それを世間では縄延びというんですよね。縄延びがあってしかるべきだけでも、ここは縄延びじゃなく縄が縮んじやったわけだ。だから、登記の面積よりも実測の面積が小さくなったという点でいくと、私はおかしいなというふうに思いますし、この事案が出てきた15年当時のいろんな状況を見て、今、つらつら思い出すとぼっちい仕事だったなという印象だけしか残とらん。極めてばぼっちいやり方をしたね。具体的なことは申しませんが。

つまりばぼっちいやり方をしたなということと、もう一つは私の記憶でいけば、神本時代、神本町長が1974年、昭和49年8月29日から4年間町長をおやりになった。町長になって早々に坂崎区といったか坂崎地域といったか、ちょっと記憶にないですが、要はその坂崎を対象にして国土調査法に基づく調査をするということを私はまだ当時は議員ではございませんでしたので、傍聴をしておりました。傍聴をしたときに、ともかく地籍がもうくちゃくちゃだと。別に坂崎がくちゃくちゃだということを言ってるんじゃない。たまたま坂崎から手をつけて、国土調査法に基づく面積の確定をしたいということで金額も忘れたんですが、結構金つけておやりになった。しかし、しばらくしたらあんなことあかんと。こんなもんやけどするだけだと。結局どこかで基準点を設けるんだと。基準点を設けなければああなると。基準点を設けて、ずっと測量すると縄延びのところと縄が縮んじやって権利関係がくちゃくちゃになっちゃうということで1年半か2年も経たずにやめたといって放り投げております。

そういったことの中で、このつじヶ丘がその対象になったかどうかはともかくとしまして、少なくとも坂崎については国土調査法に基づく地籍の調査が行われたという経過と、ここが具体的にどういう形で進められてきたのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 土地の山は特に、私も都市計画であるとか、いろんなとこ

ろで用地買収の関係もやらさせていただきましたが、縄伸びをしておるとというのが一般的に多いと思う。全てかどうかはちょっと私は把握をしてませんが、多いというは認識をしてございます。が、たまたまこの地区については、先ほど議員おっしゃられましたように、昭和49年から50年当時にその国土調査でいわゆる実測の関係を実施をしたという経過を聞いたことはございます。ただ、そのときに、この坂崎区においては決裂をした地区であるということも実はあわせて聞いておるところでありまして、その中で今回面積が、公簿面積と実際の実測面積を確定をしたところ、差があったというのが判明をしてきたのではなかろうかなというふうに思います。先ほどの買収について、本来1筆ずつ測量をして買収をしていくのは、これは本来であろうかと思えますけれども、先ほど言います、こういった決裂をした地区における買収については非常に確定が難しいというところがありまして、先ほど申し上げた一帯で公簿面積で買収をせざるを得ないというようなことをしたというようなことも伺っておるところでございますので、まあその程度の認識があるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 過去とってはいかんのですが、貴重な経験を国土調査法という中で、土地のは本当に難しいということを学んだであろうというふうに思います。

そうした中で、先ほどちょっと皆さんもふれられておりますけれども、いわゆる公簿面積、買収面積、実測面積違って当たり前だぞという形の中で出されてくる資料がみんな数字が違ふと。こういう中で、また違ふ資料が議会に出されておりますよね。

それは24年度の決算にかかわる資料要求という形で、24年度公共施設等地目不一致箇所状況調べと、こういうものが出されております。これで見ますとページ数は2ページになりますけれども、その中に福祉課が所管をする特別養護老人ホーム、坂崎字七曲りという、まさに議案の内容であります。

この中で、筆数は5つです。5筆ですよ。面積は1万3,718平方メートルでした。この調書を担当して出したのは財政課だというふうにお伺いしておりますけれども、出されてくる資料がみんなばらばら、ばらばら違ふと。ましてや今回、七曲りの関係で筆数が違います。5から7だと。5か7かというような関係。さらに実測の面積だけで調べとって374平米違ひが出てくるという点でいきますと、あなた方が出される資料、いろいろ私どもも要求してまいります。それは町の政治の実態を知るために必要なものである。しかし、出されてくる資料の信憑性というものが全部問われてくる。

そのときの議員が要求したの出しとけ出しとけと、後で違えば後で気がつくのでそれでいいんじゃないかと、こういう形で信憑性が問われてくるということは本当に直さず、大須賀町政の信憑性が問われるということにもイコールになる問題であります。

そうした点で、この決算にかかわる資料の関係についてはどう説明されますか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 公共施設等地目不一致箇所状況調べ、この資料につきましては9月の決算時におきまして資料要求をいただきまして、財政課のほうで各課から取りまとめをして一覧表とさせていただいたものであります。議員御指摘の当該特別養護老人ホームの筆数5筆の1万3,718平米であります。なぜ、この不一致があるかという

ことであります。筆数5というのは今回58号議案で提案させていただきました7筆との差が2筆あります。

面積につきましても、768平米の差がございます。この調査につきましては、登記簿地目と現況の地目が不一致である筆数が5筆あって、その面積が1万3,718ということで、その差につきましては、今回議案であります地番の七曲りの11番の1、408平米。それから32の1、360平米、これがいずれも現況、それから登記簿地目、山林ということで不一致ではない突合をされておるので、7筆のうち5筆は突合であるけれどもという形での、この24年調査でございますので、筆数、面積的には一応は合致をしておるものと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） かなり難義だなと、聞いておっても難義だなというのがあります。

私が要は聞きたいのは、申し上げたいのは、いろんな資料が出されてきたときに整合性がない。それは一面無理に整合性があれば、どこかでほころびが出てくるわけよ。実態は実態として示しながら、それをどういう形で今後に生かしていくかということをやっていないと、結局、隠蔽工作に走っちゃう。隠蔽工作に走れば、信憑性の欠けるものがその時々でぼろぼろぼろぼろ出されてきたときに、まさに今の町政と同時に議会の、あるいは議員のチェック能力ありやという問題に発展をする内容だというふうに私は捉えております。

したがって、あなた方も神経を使っていろんな資料を出していただきたいし、私どもも今後も要求はしていくということと同時に議員の側も、私自身も議会も含めてチェック機能を発揮していかないと、あのとときとこのときと違って、もう時は済んじゃったと、今さらなということだけは繰り返したくないということを申し上げて私は終わります。

○議長（大嶽 弘君） 答弁なしですね。

14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第58号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩とします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、第59号議案の質疑を行います。

7番、池田久男君の質疑を許します。

7番、池田君。

○7番（池田久男君） 私は、指定管理候補者の選定経過について質問するものでございます。

まず申請者とのヒアリング、ことしの8月27日に実施されました。また9月3日、1週間後には選定委員会の開催をされたということで、申請者とのヒアリングの内容で

ございますが、どんな内容をヒアリングされたかお尋ねしたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） ヒアリングの内容につきましては、指定管理者になる意向の確認がまず1点となりまして、次に平成21年から24年度までの評価でございます。3点目に、指定管理者指定申請書の内容の聞き取りと確認の3点でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） それで、当然4年間の評価といいますか、反省なり検証なり当然されたと思います。どんなところで反省、また成果が上がったかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 反省、成果でございますけれども、当道の駅につきましては4年間赤字を出さずに順調に運営できているという、まず評価でございますけれども、それと幸田町の観光拠点の一つとなりつつあるということで、かなり順調に推移しているということでございます。ただ、役員体制についてでございますけれども、経営者というより、生産部会の代表的な気持ちでいる役員が多いということ。役員で経営、運営について十分な議論がされていないのではないかとということでございます。これにつきましては、筆柿の里のほうからは今後、役員人数、体制の見直しを初めとした役員会の持ち方、役割、意識の改革について取り組んでいきますということでございました。

また、地域農業を振興する立場において地元産物の販売、売り上げの比率と、出品手数料等が適正であったか。手数料の見直しなど、生産者の育成支援に図る必要があるのではないかと指摘でございますけれども、これにつきましては、地元出荷者に出荷しやすい形態や、手数料を下げるなど、今後検討していくということでございます。

次に、加工品、銘品の開発に取り組んでいるかということでございますけれども、加工品につきましては、業者を活用しているがなかなか筆柿につきましては、なかなか難しいものがあるということで、販売も厳しい状況であると。また、今後もこれについては考えていくということでございます。

次に、効果的な広告、広報活動ができているかということでございますけれども、これにつきましては、フリーマーケットの独自事業や産業まつり、三ヶ根あじさいフェスティバル等の出店やPR活動を行って、今後とも進めてまいりますということでございました。

次でございますけれども、販売金額と、その他収益の比率、テナント料の金額は適正であったかということでございますけれども、これにつきましても今後の検討課題としたいということが主な反省成果でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田久男君。

○7番（池田久男君） 確かに金額は、21年度から24年度まで1,000万近い利益が出ております。効率的に一生懸命やられたと思っております。ただし、これは利用者と言っていいのか、購買者と言っていいのか、入場者と言っていいのか、よくわかりませんが、年間どれくらいの方が、これはレジの伝票で人員を調べておられるのかどうか

わかりませんが、年間の利用者は、利用者というか、まあ利用者としておきます、何名ぐらいみえますでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 利用者でございますけれども、当初開駅当時でございますけれども、34万人程度でございましたけれども、24年度では約40万人ということで、24年度末の利用者合計につきましては157万1,000人程度でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田久男君。

○7番（池田久男君） 来年度、26年度は合併60周年になります。これは節目の年でありますので、道の駅「筆柿の里・幸田」の単独で何か記念行事とか催し物、あるいは町と一緒に催し物やるという計画があるかないか、それと一緒に、今157万1,000という御答弁がありましたけど、200万人の節目の、200万人目の方の何か特別な行事とか計画があったら教えていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 26年度の合併60周年でございますけども、これにつきましては道の駅の事業で、合併60周年について盛り上げていただくよう依頼しているところでございます。

今後、指定管理になった折にはということをお願いしておるわけでございます。200万人の達成イベント、記念品等の内容につきましても今後、道の駅側と協議してまいります。なお、24年度末で157万1,000人でございますので、年間利用者約40万人としますと200万人の達成につきましては平成26年度早々、4月の終わりか5月末ですので、5月の連休あたりに200万人に達成すると見込まれます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田久男君。

○7番（池田久男君） 最後にお聞きをいたします。

駐車場には毎日のように大型トラックが我が物顔でとまっております。利用者にしては遠いところから車をとめて歩いてこないといかんという状態が続いております。そこで、あそこに意見箱というのですか、投書箱というのがありますけど、その中身の内容は駐車場の関係して何か書かれた事実はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 道の駅には皆さん、お客様の御意見を伺うべく意見箱が置いてあります。駐車場の関係につきましても御意見をいただいくわけでございますけども、トラックの関係ですと夜間の関係です。夜間、トラックがエンジンかけっ放しでいますよということで、昼間のトラックについての御意見はなかったわけでございます。

駐車場のほかの関係につきましては、オートバイの置き場がもっとトイレ側で店の前から変えたほうがいいんじゃないとか、駐車場のとめ方が斜め過ぎるということで、左から入ってくる車が見えづらいというような御意見がございました。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田久男君。

○7番（池田久男君） 何にしても不特定多数の方が利用されます。安全面には気を使っていただき、事故のないようにしていただきたいと思います。

2番目の選定委員会のメンバー構成は資料が出ておりますので、私の質問はこれだけにします。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田久男君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 4年間の事業実績が出ているわけですが、その中でこのヒアリングの内容で問題なしというようなことが出されたということでは、評価の点では赤字を出さないというようなことで評価も出されたということが今ございましたけれども、この平成21年度から24年度までの財政状況の実績でございますけれども、21年度は当初ということでだんだんと売り上げも伸ばされているわけですが、平成24年度の内容が若干ちょっと落ち込みと申しますか、そのようなことになっているようにございます。

そういう中で、この事業実績について評価の、赤字を出さないということで評価をしたよということなんですけれども、ただ単にそのように捉えられて評価をされたのか、その中身についてお尋ねしたいと思います。

それでまた、答申は問題ないという答申でございますけれども、そもそも当初は公募による指定管理者選定であったわけでございますけれども、今回は随契ということで、この答申の内容に基づいて実績のあるところを随契という形でやるわけでございますが、それに至った経過ということ、先ほどの説明以外に何かメンバーの中からはなかったかということでございますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 評価の関係でございますけれども、売り上げの関係ですけれども、申請当時5年間で7億400万円ということで申請がなされております。これを大きく上回る4年間で15億を越すような売り上げ販売実績を残しており、運営管理面についてもおおむね良好であったと評価されたということでございます。

先ほど申しました改善事項としまして、地元生産者の行く末、地元農産物品のパーセントが少ないというような御意見もございました。そのようなことから、またほかにも選考委員の方々から御意見をいただいております。これについてでございますけれども、町内農産の集荷販売をどのようにふやしていくかということでございます。

これにつきましては、23年度でございますけれども、内容が40%程度の町内農産物ということで、農産物プラス町内つくっている商品等も含めまして40%ということでございますので、それを上げていく手だてを考えることということで、あと、販売手数料が余りにも高いということで、町内生産者の出品しやすい環境をつくるべきだという。また、指定管理者は地場農産物をどのように育成するかという取り組みが必要であるということ。出品者組合をつくって、出品者を初め関係者の意識を変えていくべきだ。そういった出てる農産物につきましても、よいもの悪いものありますから専門家を、農産物を見きわめる方を雇うべきじゃないとか、経営のプロを招くべきじゃないというようなこともございました。

それにつきましては、次年度以降の計画の中で毎年毎年、売り上げを上げていくというような30年までの計画がございまして、それにつきまして指摘がございまして、このような計画はなかなか難しいんじゃないかと。21年から24年を見とつても、23年が最高で24年は下がったということで、この辺について移行すべきじゃないかということもございました。

それと屋外販売所につきましては冷暖房がないから、それについては冷暖房を完備して販売すべきじゃないか、品物がそこで保存がよくなるということでございまして、そういうスペースを、温度調整のできる施設にすべきじゃないかという御意見もございました。

あとでございまして、あと加工品の関係で冷蔵する施設も、もっと必要ではないかという御意見等が出ております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 私もよく道の駅は行くわけですが、非常に感じることも多いわけでございます。

やはり、この指定管理者におかれましては幸田町の丸抱えといたらおかしいわけがありますけれども、やはりそうしたところに寄りかかって運営をしているという点において言えば、やはりもう少し自立の方向で、これからは取り組んでいくべきではなかろうかなというふうに思うわけでありまして。

また同時に、ここは非常に難しいところでありまして、幸田町の特産物や生産物を販売をするという初期の目的があるわけですが、そうした点におきましても品数が少ないということで、愛知県産、あるいは他県産のものを非常に多く取り入れて品数をふやしているという実情がございまして。

ですからそういう中で、やはりもう少し地域性を出しながらやっていく、そういう取り組みがこの指定管理者には求められるのではなかろうかなというふうに思うわけでありまして、やはりそうしたことで、ただ単に今回の随契でそのまま継続をさせていく取り組みというのはどうだったのかなというふうに思うわけでありまして。

やはり、これは結果的にはそうなるにしましても、やはり、何と申しましようか、もう少し努力というものが求められるような5年間にしていくべきではなかろうかなというふうに思うわけでありまして。それがこのヒアリングの結果になったのではなかろうかなというふうに思います。

そういう中で、この指定管理者で引き続き継続をしていくことについて、この今の指定管理者はヒアリングの内容について、どのように受けとめられたのか、お尋ねするものであります。また、改善する点は改善をすとか、そういうような前向きな姿勢が見られたかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 自立するということでございまして、ここの道の駅「筆柿の里・幸田」でございまして、収益の関係がどうしても手数料、自販機の売り上げ、店舗のテナント料に頼っているとございまして、どうしてもその道の駅自体で利益

を生むというようなことも考えていただきたいということもございます。

また、地域振興施設の役割をもっと自覚してほしいということもでございます。幸田町におきます野菜の関係でございますけれども、なかなか幸田町の特産である筆柿、梨、桃、ブドウ等でございますけれども、季節が限定されるということで、なかなか年間を通して野菜等を出荷できないということが、野菜、果物が出荷できない等もございますので、その辺についても生産者のほうと調整もお願いしたいと。

また、この会社でございますけれども、会社員自体が、須美と桐山の方がほとんどでございます。82名の会社員がいるわけでございますけれども、社員のほとんどが須美と桐山の方でございますので、そちらの方々を動かしてということもできますので、年間通した野菜の出荷をお願いするものでございます。

また、地域振興施設の役割の再確認をさせるということもございまして、地域の活性化、農業振興、地域貢献を道の駅のほうには再確認していただいて、ただ利益を設ける一般的な会社じゃないんですよと、公の施設を使った施設を管理するものであるという自覚をもっとさせることを意見として言っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、引き続き継続を予定をする現在の指定管理者が、そうした移行というものについて、どのように前向きな姿勢を示されたか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 先ほど、池田議員のときにも反省と評価の関係で申し上げたとおりでございまして、これにつきまして今後の役員体制等の見直しを図ってまいりますということもでございます。

また出荷の手数料等、出荷しやすいように下げることが検討したいと、テナント料についても今後の検討課題とするというようなことを申しております。

以上のことが、道の駅のほうから言われて回答として出てきたものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この内容で、選定の方法のアとイというふうに分かれております。

選定の方法のイのほうですよね。審査選定に当たってはと、こういうことで結果的には赤字を出さずに黒字でよかったなど、こういうことですよね。内容からいけば、選定の理由のほうもそうですが、結局上でき論ですよ。うまくやったなど。5年間で7億が、4年間で15億だと。上でき論で言うと何も成果は出てこないんですよ。要はあなたが今、今までそうやっているいろんなことを言われた、そうしたことが、要は合同会社にきちっと伝わっているかどうか、その伝え方は口頭なのか文書なのか、そして相手はどういうふうな対応をしたのかということが今後に求められる問題だと、そこら辺はどんな対応、あるいは道の駅、あなた方の対応、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 選定経過につきましては、今後議会で御承認得られるよう

であれば今後協定書ということになってまいりますので、そこの中の協議内容を先方に報告していくということになります。それについて、担当者レベルでは既に動いているわけでございますけれども、テナント料、先ほど申しましたテナント料、地域振興施設の役割等につきまして、十分理解させるとともに今後におきましては、利益の中から地域振興施設協力金ということで町のほうにも施設を治めるような手だても考えていこうということでございます。ただ、これにつきましては、その金額を会社側で持ってもらうというような格好になるのか、ちょっとその辺もわかりませんが、そのほうも考えていきたいということでございます。

また先ほども申しました役員体制につきましても、一度大綱を願いたいということで、経理に詳しい者、また野菜の選別が、よしあしがわかるもの等を雇うなり、社員の中から選ぶというようなことも考えていきたいと。また自主事業、イベントにつきましても、イベントがない月もございますので、イベントがあればお客さんはある程度集客できてまいりますので、そちらについても年間通してイベント等を考えていっていただきたいということ。また、地産池消につきまして、考えていただきたい給食用の筆柿ジャムの作成とか、既にナスのジェラートや何か試作中でございますので、それらにつきましても加工品を開発提供をやっていただきたいというようなことを求めていくものでございます。

あとは、地元の農家の育成、出荷物、出荷者の増加の対策でございますけれども、これにつきましても先ほどから申しておりますように、道の駅の務めでございますよということで、手数料等を下げるなり、考えながら組合をつくるなりして、増加に対策をしていただきたいということをお願いして質問どおり答えます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） どうもその軸足が定まってらん、あなたの言ってること自身が。結局、道の駅、結構もうけてるじゃないかと。道の駅の財布の中身を見て、おまえ、金持ってるなど。幸田町の施設の使用料も出せやと、上前はねることも考える。あんたら何考えとんですか。

道の駅というのは、幸田町が道の駅の上前をはねるための施設か。そういう発想が出ること自体おかしいし、また先ほどもあったように道の駅がこけたら幸田町におんぶにだっこだよというような発想、運命共同体か。幸田町と合同会社道の駅は運命共同体ですか。はっきりさせてください。

でないと、火事が出たら幸田町がしょわなあかんよと。もうかったら、おまえ結構もうけてるじゃないかと言って財布の中見てピンはねしていくと、そういう発想が出てくるんじゃないですか。だから、もう根本は何なのか、運命共同体なのか。赤字を補填しなきゃいかんのか、幸田町が。黒字のときに金頂戴よと言えば、赤字になったら面倒見してくれよと。運命共同体で何が悪いと、こういう発想になる。明確に線は引くべきだ。きちっとしてください。軸足が、だから定まっとらんということを申し上げています。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 決して道の駅がもうかっているから上前をはねるとかいうものでもございませんし、幸田町と合同会社道の駅でございますけれども、そちらとは運

命共同体ではございません。

これは、道の駅そのものが公共の施設を使って営業していると。その中であるからこんだけのもうけがあるんだというような指摘もございました。当初からの借り入れとか、資本の注入とか、施設の建設ですね、そちらのほうがないからこのようにもうかってきているものであって、今後においても先ほどの空調ではございませんけども、その他もろもろが老朽化が当然してまいります。そのためにも少なからず貯蓄をしておかないと難しいですよというような指摘もございました。いつまでも右肩上がりの経営ができるものじゃないという委員さんからの御指摘もございました。その辺のことも道の駅のほうも十分わかっておりまして、積み立て等、また幸田町への協力金等の話が出てきたものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもそのはっきりしないんですよ。じゃあ、あの施設は老朽化をするのは当たり前でつくったのかな。つくった明るく日から老朽化してくるわけ。そうしたときに、あの施設は合同会社がつくった施設なの、幸田町がつくった施設なの。

そうしたときに、老朽化をしていく、老朽化対応の基金を積み立てなさいよというのは、私はそこら辺はあなた方自身いかなもんかというふうに思うんです。まず、どこに主たる原因者があるのかということと同時に、その施設を借りて営業をするというよりも、ここにありますように65ページのイの関係で、施設を設立意義をよく理解をして、農業振興を初めとした地域全体の活性化につながるような取り組み、利用者サービスせえよと、運営管理を安定的にせえよと、こういう形の中で出てきとる。こういうのが現実に一期やられて、それが実現しているのかどうかという点で、あなた方が、審査委員会がどういう審査をして、その内容について相手方に文書で伝えると。この議会の議決があったと言ってるけど、それはあほうです、建前はそうだと。だけでも、この合同会社を議会に提案して引き続き任せるよといったときに、議会の議決がなければねなんていうのは、あなた方の責任逃れ。

どういう形にしても議会で議決をいただいて、引き続きの経営を任せる。任せるに当たっていろんな問題が出てきてる。そうしたときに設立の趣旨が生かされていないということは言われた。要は、そういうものがきちっと合同会社に伝わっているかどうかだということをやっているかないとあかんということ。そうしたときにあなた方の軸足が金もうけとうじゃないか、賃貸施設利用料ほか幸田町に出せよと。基金ためて老朽化対策もせえよといったときに、あなた方自身がこの道の駅というものの、幸田町として、施策として打ち出したことに対してどういう認識と感覚を持っておられるのかという、根本的な問題が問われてくるんです。言われれば皆さん、ああほやほだということになるけども、もともとの設立の趣旨というものは何なの。

その条件と基盤を幸田町がつくって、その中で合同会社はその設立の趣旨に基づいてきちっとやってるかといったら大いに問題があると、こういうことでしょ。違いますか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 当初の道の駅でございますけれども、これは休憩所プラス地域振興施設ということで、地域を皆さんにPRする施設でありますよということで始

まったものでございます。

ですから、幸田町のテナントショップではございませんけども、あそこに行けば幸田町全体が見える、幸田町へ来てみたい、道の駅だけじゃなくても幸田の町へ来てみたいという情報発信ができるような駅として考えてきておるわけでございますので、幸田町の商業、農業のほうのPRを十分して行って、観光等も見ていただくようなパンフレット等を置いてPRできるということが第一かと思っております。

その中で、道の駅が地域の須美、桐山の方々がつくっていただいて、地域の活性化を図っていかうということで、この道の駅を立ち上げていただいて、指定管理者になっていただいたものでございますので、幸田町のPR、また地域、須美、桐山の活性化もあわせて、この道の駅が発展することを幸田町としては望むものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 相対的な問題として、今言われることはわからなくてもないけども、あなたも指摘をしてるように合同会社は須美、桐山の人たちが大半だよと、それは一面地域にだよ。しかし、経営という点からいったときに、一面地域セクトがにじみ出てるわけです。今、この施設そのものは幸田町における農業生産も含めた農業の振興を図っていきましようよと。こういう施設の中で地域セクトが出てくる。それは今の経営主体がそうなってる以上、一面やむ得ない面がある。言い方が悪いわけですが、外部から血を入れると、新しいものをつくることをやっていかないと、いつまでたってもこの枠からは抜けられないだろうと思うんです。そうした点で、合同会社の役員になろうとって出資をしなきゃいかんとか、いろんな条件が定款ともあるんだと。そうしたのも全部見直しをしながら、地域セクトから脱皮をして新しい血を入れていく、そういう形の中でさらなる発展、充実を目指すという方向が私は求められてくるであろうと。

今の状況をどうやって、言い方悪いけど小手先でうまくやって、目先の利益とは言いませんが、利益を上げていくかということだけにきゅうきゅうとしていったら、これはいつかは破綻をするとは申しません。しかし、今のような状況は保てないだろうという点からいくと、やっぱり視点を変えていくような、新しい視点で物事を考えていくような、そういう取り組みが私は必要だろうし、今の地域の環境の中で、それを期待するのは無理であるという点で、今後、どう対応されるのかと。要は、あなた方がどうやるのじゃないの。そういう意見に対して、道の駅に対して、きちっと物を言う。そして改めるべきものは改めていく。そうしたときに改まらなかったときは提言もしていく。いろんな形をしていかないと私は、まだ比較的期間が浅いんで、しかし古くなってくると、ここへ入ってきて言うことは聞かへんわけ。

だから、そういった点でいけば、私は新しい方向性というものも常に見詰めながら、道の駅との関係はきちっとしていただきたいというふうに申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 合同会社筆柿の里の役員体制につきましては、あんまり私の口からも言いたくはございませんけども、今、議員のほうからも御指摘がございましたけども、どうしても会社の経営者であるという意識がないと。村のお役であるということ、役員ぐらいの気持ちであるということでございます。その辺もございまして、役

員につきましても、今後、外部の方はまだわかりませんが、経営に長けた方を外部から招くのも一つの案であるということは、うちのほうからは言っていきたいと思いません。そうしないと、いつまでたっても村の中の行事みたいな延長で、あの人が言ったから私は言えないとか、いろんなことも出てきますので、役員自体の体制の見直しを役員自体が考えていただく、社員自体が皆さんで考えていただくような方向をとっていききたいとは考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第59号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第60号議案の質疑を行います。

8番、酒向弘康君の質疑を許します。

8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 総務管理費60周年記念行事の幸田町子どもの歌制作委託について、お伺いをいたします。

まず最初の質問ですが、作成の目的と委託された先についてお伺いいたします。それと、町の意志として、委託先に歌詞の内容、あるいはどのようなテンポやリズムなど、どんなイメージの曲、歌をお願いしているのかお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 制作の目的でございますけれども、町の将来を担う子どもたちが大人になり、どこにいても心にふるさと、幸田町を愛する人であってほしいと、郷土を愛する心を歌を通して創生することを目的としております。

委託先でございますけれども、今、考えておるのは幸田町文化振興協会への委託を考えております。歌のイメージでございますけれども、テンポよくリズムカルな曲で自然と体が反応する元気な幸田町の子どもをイメージした歌で、合唱で歌うにふさわしい歌をイメージしております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 町の将来を担う子どものためにということでもあります。ことし、来年と近隣の市町も市政60周年だとか、町政60周年等々、計画されたりしているところも多いかと思えます。それぞれいろいろなイベントを計画されたり実施されているようでもあります。

新たに本町のように歌をつくったり、あるいは計画している市町があるのか。また既に市歌、町歌がある自治体の実態と、その歌の活用状況を調査され、現状をつかんでおられるのか、おられたらお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 近隣の市の状況でございますけれども、岡崎市が昭和12年に、西尾市が昭和38年に、蒲郡市が昭和49年に、それぞれ歌の作成をしております。

そのほか、計画をしておるかということもございますけれども、それについてはちょっと把握はしていませんけれども、ただ最近でありますと、長久手町が平成24年に長久手市応援ソングを市政記念としてつくっておりますし、近々ですと大口町が平成4年にイメージソングと、平成14年に大口音頭、町政40周年ですけれども、そういう

もので作成をしております。

活用状況でございますけれども、岡崎市にあっては毎年7月の式典と元旦の新年恒例会で歌っておるのみでございます。西尾市は、以前新規採用職員研修で使っておったようですが、現在は活用をしていない状況でございます。蒲郡市についても活用はしてないということで、近隣3市につきましては、市歌については余り活用がない状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 市歌、今回は子どもの歌ということではありますが、市歌等は余り活用されていないような状況だということでもあります。今回、つくる以上、多くの町民に広く活用されることが一番大事なことだというふうに考えます。こういったこの歌を広げるためのCD化、あるいはホームページに掲載して、ボタンをクリックするとこの歌が流れ聞くことができるようにするとか、あるいは子どもたちに振りつけをすることの考え等ありましたらお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まずCD化につきましては、歌手と子どもたちの合唱をライブ録音し、作成する方向で考えていきたいと思っております。

ホームページにアップについてでございますけれども、著作権の問題を調整をしまして、掲載する方向で考えていきたいと思っております。ホームページに掲載をしまして、そこをクリックをすると、メディアプレーヤー等で聞こえるような、そういうようなものを考えていきたいというふうには考えております。

振りつけについてでございますけれども、振りつけについてはリズムカルな曲を考えておりますので、可能性は高いというふうには考えています。でき上がった曲を見て、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 以前からある幸田町歌というのがあるようですが、平和の空に美しく、相呼ぶ三ヶ根・遠望峰山といったような、そういう歌だということではありますが、私の認識不足なのか、まだ聞いたことがありませんし、あることも実は知りませんでした。この歌はどのようなときにいつできたのか、現在の活用状況をお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 幸田町町歌は昭和34年8月に合併5周年のときにつくられております。その幸田町町歌はそのまま残し、今回の子どもの歌とは別として考えていきたいというふうに思っております。子どもの歌は合唱を目的とするものでありますので、小・中学校を中心に活用を考えていきたいというふうに考えております。

町歌の活用でございますけれども、今現在、庁舎の中で10時のときにメロディーのみが流れるだけで、あとは合併50周年、せんだってですけども、式典の中の記念アクションで5曲目に幸田町町歌が今、演奏されておるということで、今現時点の日常でありますと、庁舎の中で流れておるというのみでございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） メロディーがどこかで流れるということではありますが、今後の

せっかくある幸田町歌ですね、活用されれば一番いいなと思います。活用の検討をされるのか。それと、この子どもの歌がどれだけ住民の方に広がって歌われていくかということにかかってくるかだと思います。ただ単に記念の年だからつくるということではなくて、子どもや住民がこの歌で、町民として誇りが持て、愛される、活用される歌であってほしいというふうに思います。

最後に60周年にふさわしい歌となるよう期待をしますが、その点はいかがでしょうか。お聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 町歌の今後の活用はということでございます。

活用する上で著作権の問題がありますので、著作権を今後整理していきまして、それによってホームページ等の活用の方を考えていきたいというふうに思っております。それと、60周年にふさわしいということで、先ほど言いましたように小・中学校を中心に、あとハッピーネス・ヒル音楽祭ではないですけれども、文化振興協会を通じて募集もかけて、小さいころから皆さんに口ずさんでいただいて、長く歌っていただけるような、そういうような形で運用をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時56分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 私も幸田町の子どもの歌、制作委託料についての質問でございます。また、後日委員会でも質問をさせていただきますが、ここでは幸田町歌が今出ましたが、幸田町歌とか幸田音頭、新幸田音頭というのが幸田町には三つの歌がございますので、その今の活用状況、活用の実態と製作費、それをこの新しい子どもの歌との比較においてどんなもんかなということをお聞きしたいというふうに思います。

まずは幸田町歌、先ほどありましたが、幸田町歌の製作費、または実際に歌われたり聞いたりする機会はどこにあるのかということをお尋ねしたいと思います。

特に幸田町歌を歌う機会というのは存在するのかという部分についてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まずは幸田町町歌の製作費でございますけれども、これにつきましては、合併5周年、昭和34年ということで54年前の制作であります。当時の広報等には作成を委託したというような記載はあるわけですが、金額についてはわかりませんでした、制作についてはということで、わからなかったということでございます。

実際、歌う機会ということですが、先ほどちょっと答弁させていただきましたように幸田町町歌につきましては、役場庁舎内で毎日午後10時にメロディーのみを流

しておるといのが実態であります。50周年にもちょっと歌ったということですけども。

今後の活用のほうは、先ほどちょっと答弁させていただきましたけども、著作権の問題等をクリアしながら、ホームページ等で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田町歌は昭和34年の制作でございます。同じ年ですよ。幸田音頭ができたのも。幸田音頭ができたのも同じ年かなと思います。昭和34年ですね。それから15年してから新幸田音頭というのをつくりましたよね。まあ音頭ばかりをつくっておりますが、つくりました。

この幸田音頭と新幸田音頭は、その製作費は幾らかけたのかな。またその、これは今、盆踊りなんかで使っておりますが、やはり歌う機会というのは存在したのかなということをお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 幸田音頭でございますけれども、今、議員言われましたように昭和34年、合併5周年でつくっております。以前は盆踊り等で踊っておったわけですけども、現在は新幸田音頭ができておりますので、今ちょっと使われていない状況かと思っております。

幸田音頭ですけども、先ほど幸田町歌と同じように調べましたけども、製作費のほうはちょっと不明でわかりませんでした。新幸田音頭でございますけれども、これにつきましては、今現在、夏祭りとか彦左まつり、盆踊りなどで流しております。以前は町民運動会で参加者全員で踊っていましたが、プログラムの関係で今は行っておりません。

製作費の関係でございますが、新幸田音頭は制作、編曲、委託料ということで127万2,000円。制作、編曲、委託料で127万2,000円。振りつけ委託料で4万円。合計131万2,000円の製作費がかかっております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田町の町歌を幾らでつくったか、今では調べようがないという、何か寂しいような返事が返ってきましたけども、幸田音頭もそうだと、まあ子どもたちにとって、これから聞かせようとする歌も、こんなふうに将来なっちゃうのかなということは今、ふと心配をしました。

ただ、先ほどの答弁の中で部長が言われたことがとてもいいなと思っておりますが、今までの音頭にしても町歌にしても聞くだけだったと、最近じゃ聞けないんですけども、聞くだけだった。今度は歌わせたいと、そういうその構えのある子どもの歌をつくるというのは、私はとてもすばらしい発想だなと思っておりますので、そういった意味では、この新しくできる子どもの歌については、とても期待をしております。やはり歌わせたいんだ、そこが一つの大きな狙いかなというふうに私は思っています。

でも、例えば小学校に入ると、まず小学校の校歌を覚えますよね。中学校へ行くと中学校の校歌があります。それに幸田町の町歌があって、幸田音頭があって、新幸田音頭があって、今これで五つです。さらに地元へ帰ると地元の盆踊り歌も1個ありますね。深溝でいうと二つあるのかな。深溝音頭と新深溝音頭とかいうのがありますからね。それ

にこの歌と。歌が多いなというふうには私は思うんですよね。多過ぎる、実際に。多過ぎるけども、しかもそれがどんだん忘れられていく。あるいつときは、はやるんですけども、それからずっとどこかへ消えてしまって最後には何かわかりませんというような形になっていってしまうのがあるなというふうに思いました。どんな歌も長続きするもんじゃないというふうには私は思っておりますが、年に一度耳にするだけというような歌もこれからふえてきます。

ところが今度、この子どもの歌については、本当に子どもに聞かせて、しかも歌ってほしいという願いがあるならば、そのつくったときは珍しいから、物珍し効果が働いて、ある程度は持続するけども、しばらくたつと、もう忘れてしまうと。誰も歌わない、そういうふうになっていくかと思しますので、子どものための歌ですから、子どもの心のビタミン剤にでもなればいいかなと思しますので、そういった意味の仕掛けですか、どんなふうな仕掛けをもって、この歌をずっと長く子どもたちに歌い継いでいってもらえるように考えているか、そんな仕掛けがありましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、まず委託先として文化振興協会のほうを考えておるといふことで答弁をさせていただきました。文化振興協会におきましてはそれぞれ幸田ジュニアユースウインドオーケストラなり、少年少女合唱団とか、あとシンフォニックバンドとかそういうものがありますので、そういう中で公募もしながら、そこでハピネス・ヒル音楽祭では毎回そこではやっていただくとか、そういうことも一つのお考えではないかなというふうには思ひますし、また対象といふか、目的が小・中学生といふこともありますので、小・中学生を中心に歌っていただけたらというふうには思ひしておりますけれども、今後は学校とも協議を進めさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 子どもたちは歌を歌うのは自分の好きな歌といふのは一生懸命選んできてでも歌いますね。やはり、歌ってくれるもんだと思ひますが、ただ押しつけの歌といふか、上から押しつけて、この歌を歌ってくれよといふふうな歌が、相当上手に導入しなかつたら、それは定着しないなというふうには私は思ひますので、そういった押しつけの歌になつちゃだめなんだろうと思ひますから、それを学校に期待するといふことを今言っておられますので、じゃあ学校としてこれを本当にウエルカムな形で受け入れて、子どもたちにそういった幸田町の郷土の歌だから歌い継いでいってくれよといふような形へ持つていく必要があるかと思ひますので、その点について今度は教育委員会のほうの答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 先ほど、私のほうから小・中学校へといふことを言わせていただきましたけれども、今後は調整をさせていただきといふことでありますので、まだ正確にといふことではなっておりませんので、今後、お話をさせていただきといふことで、御了承願ひたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 題名が子どもの歌ということでありますので、中身も承知しておりますし、まだ現在、制作委託ということにもまだなっておらないというような状況も踏まえまして、今後、そういった状況がわかりましたら、学校のほうとも、その辺は調整しながら、それが少しでも子どもたちにとっていいものであれば対応しっかりとしていきたいと、こんなふうにも思いながら、ちょっと状況を見守っていきたいなと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 先ほどの押しつけになってはいけませんという話を私はしたんですけども、子どもの歌をつくろうという発想があって、それが動いていって、今現実に動いていくわけですが、そうしたときに町当局は何に期待したかという答弁で言えば、子どもに期待したと。小・中学生だ、特に、というふうに聞いておるわけですから、当然私の発想では教育委員会にも話があって、そういう方向でやっていくなら大賛成だよというような話が進んでおるのかというふうに私は理解しておったんですが、片方ができてから、それをお仕着せをいただきますというような話でしたんですね。これうまくかみ合うのかなということが気になっておりますので、その部分をもうちょっときちっと、本当ならば願いと言え、それはやっぱり子どもの歌は子どもから公募するのが当たり前だろうなど、子どもの心から出てきた歌が一番、さっきも言いましたように子どもが好きな歌なんですよね。子どもの心から出てきた歌かどうかということは、それはもう初めから教育委員会に協力を願わなかったら、それは出てこないと思いますので、そういった部分は今の答弁を聞いておりますと、ちょっとちぐはぐしてるなというふうに思いますので、これについてはまるっきり教育委員会との打診はなかったのかどうかについて、再度確認したいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） これ補正予算の関係で、そういう状況があったかということでは言われますと、私の段階にはなかったということであります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 先ほど、ずっとこの幸田町歌とか、幸田音頭とか新幸田音頭とか、そういったものの歴史を前に前段に出してきた意味はどういうことかというのと、やはり歌というのは消えていくんですよ。間違いなくそうだと、そう思います。消えていくんだ。新しい歌を持ってきたからと、それは、やはりなんです、やっぱり。2、3年は持つだろうなというふうに私も思うんですけども、それをいかに長く続けていくか、みんなに歌ってもらえる歌にしたいという部長の思いはとてもうれしいなというふうに思いますので大賛成なんですけども、でも、それを実際に歌ってくれる子どもたちへの働きかけが、こういうものができたよと、だから歌ってじゃなくて、その部分を受け入れ側のほうの土壌がきちっとまだ整備されてないですね。多分、これは来年の6月にはできてるはずだと思うんですけども、そういう段階で、まだ子どもたちのほうにいろんな働きかけがされてないし、チャンスも与えてないし、相談もしてないということが、果たしていいことかどうかということをもう一度、地方当局の答弁をいただきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、議員言われますよに、うちのほうとしましては学校のほうに今後、協力をお願いをしていきたいというふうには思いますけれども、それぞれ先ほど議員言われますように、学校のほうもいろんなカリキュラム等あります。だけど、その中でできた曲を利用できる範囲で、それぞれ歌っていただきたいというふうな形でお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 最初、くどのようなことを言いまして、小学校へ子どもが入りますと小学校校歌を歌って行って、これ全部で七つあるんです。町内に関する歌が七つあるんです。七つの歌をあれも歌え、これも歌えと、歌がどんどんどんどんふえてくる。岡崎にはそんな歌がないと思いますが、そう中でちょっと幸田町、歌が多いなという感じを持ったんですけども、でも、そういうふうにも子どもに歌ってもらいたいという願いを持つならば、もう少し、やはり教育委員会と町が二人三脚でよく話し合って、こういうものを進めていってもらえると、とても夢がある世界かなというふうには私は思いますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今後、教育委員会とも連携をとりながら進めさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 合併60周年記念事業の子どもの歌について、先ほどからずっと質疑が行われておりますけれども、私はそもそも、この子どもの歌とは何を指すのかと。このもともと子どもの歌という発想をした経過についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の子どもの歌の制作につきましては、6月に開催をされましたNPO主催のチャリティーコンサートで提案をされまして、それから検討をさせていただきましたのでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 歌手の加藤登紀子さんを中心に、子どもたちと一緒に歌を歌ってきたと。こういうことから発議をされて取り組もうという結果に至ったということも少しはお聞きをいたしましたけれども、それはそれで一つのきっかけづくりということでもいいかというふうに思いますが、この子どもの歌をつくって何を指すのかということでございます。この点について、その目標とすべきものというものが見えてこないわけでございます。先ほどから小・中学生を中心に歌い継いでいく、行事のたびごとに歌っていくとかそういうようなことを言われておりますけれども、この子どもの歌というのが目指す究極の目的というのは何なのかということについてお尋ねします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 政策の目的ですけれども、先ほど言いましたように町の将来を担う子どもたちが大人になっても、幸田町を愛する人であってほしいと。郷土を愛する心を歌を通して創成をすることを目的とするわけですが、その中でいつまでも歌い継がれるような、そういう形の歌をつくっていきたいと、一回限りではなくて歌い続けていけるような、そういう歌をつくっていきたいというのが今回の目的でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 昔、よく聞いておりました番組で、歌は世につれ、世は歌につれという言葉が司会者からよく流れてまいりましたけれども、やはり歌というのは、その時代を反映するというものだというふうに思いますし、またその歌が心のよりどころか、そういうふうになる。私は大変すばらしいと思うんです。こうしたすばらしいものがみんなに理解されるように、そうして子どもたちを中心に、大人になっても、また高齢になっても、やはりそういうふるさとというものが引き継がれていく、そういう取り組みというのは一過性に終わらず、やっぱりそういう方向でやっていただきたいというふうに思いますので、これは一つの事業ということでもありますので、そのような目標に基づいて制作をされるということでもありますので、やはりこれは幸田町歌というものが埋もれてしまった、そういうことにならないように、やはり将来を担う子どもたちが本当にきちっと歌い続けていただきたいなというふうに思いますので、そうした取り組みをやっていっていただきたいと思います。

それから、子育て支援システムの関係でございますけれども、この委託料の内容、若干、議案説明の折に説明がございました。保育園の入園にかかる新たな事務のものであるというようなことでございますけれども、実際、幸田町にとって、このシステム導入がどのように変わるのか、その点について説明がいただきたいということと、それから2014年夏までにこれからの5年間を一期とする、子ども・子育て支援事業計画についての町の対応についてどう関係するのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、言われます子どもの歌の関係でございますけれども、いつまでも歌い継がれるように、いろんな行事で活用をお願いをしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（桐戸博康君） システムの委託の内容でございます。このシステムについては、構築ということで今までにないシステムでございます。

今の予定としては、ベンダーの用意するパッケージを導入いたします。ホストコンピュータがあるわけですが、今後の計画としては庁舎内のシステムをパッケージ化という方向に今向っておりますので、今回のシステムについてはパッケージで導入していくという予定でございます。

このシステムの内容でございますけれども、三つの情報管理のシステムであります。一つ目が保育の必要性を認定をするという市町村の仕事が発生します。その情報の管理のシステムが一つ。それと、この新制度、子ども・子育て支援制度がスタートをするに当

たって、保育所、幼稚園、そういった施設は施設型給付という位置づけをいたします。それから、小規模保育所だとか、家庭的保育、それから居宅訪問保育、こういった保育所については、地域型保育給付、こういった位置づけになります。その各施設、事業所のそういった位置づけを確認をするという、そういった確認の情報管理のシステム、それが二つ目でございます。それから三つめは現在、幼稚園については文科省から私学助成という形で交付金が入ります。それから、保育所については厚労省のほうから保育所運営費という形になるわけでございますけれども、新制度がスタートするに当たって、この交付金が一本化されます。現在、文科省と厚労省、この二つの間に内閣府が入って調整をしながら、今、子ども・子育て会議を開催しながら細かいところを検討しているところであります。

そういった給付をする情報管理のシステムが三つめのシステムでございます。この三つのシステムで一番目と二番目の認定のシステムと確認システム、この二つのシステムが27年度入所に備え、10月までに一部システムを構築し稼働させます。最終的には、27年の3月に支払いシステム、それが完成という今後のスケジュールで予定をしております。それで、このシステムが事業計画にどうかかわってくるかということでございますけれども、その事業計画の大きな柱としては、各年度の特定教育、保育施設に係る必要利用定員の総数、この特定教育保育施設というのは、要は確認が済んだ施設事業所というふうに捉えていただければいいと思いますけれども、その施設の定員の総数、それから教育、保育の量の見込み、それから実施しようとする提供体制の内容、それから実施時期、こういった内容が計画の中に盛り込まれます。したがって、その保育に関する供給と需要、その関係を計画の中で盛り込んでいくということがありますので、認定をする段階でどのぐらいの保育量が必要かと、そういった部分が、まずシステムと計画で結びついてくるのかなというふうに担当としては今考えております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この新制度が始まると、例えば保育を締め出される子が出るとか、そういうような必要度認定とかに当たって、例えばその保育の時間数も限定されてくる、それぞれメニューに応じて限定をされてくるわけでありますので、そうした点からすれば今までの保育とはがらっと変わって、例えば、その保育量もそれぞれまた変わってくる。保育の必要量に応じて変わってくる。このようになってくるわけでございますので、やはりこの制度といたしましては、保護者に対してもきちっと説明をしていく。そういう必要性もあるだろうし、事業が実施されるまでに理解をしていくべきものであるというふうに思うわけであります。

しかしながら、私はやはり本来こうした時間を区切りながらメニューに応じて保育を供給をしていく体制づくりというのは、保護者にとっては大変使いづらい、利用しづらい制度になってくる。支援という名のもとに保育の切り捨てではないかと思うわけでありますが、その点についてはどのように対応していかれるおつもりなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（桐戸博康君） この新制度によって、追い出される子どもができるとか、そういう心配ということはございます。まあ先ほども申したとおり、国の子ども子育て会議の中で、まだこういったことが必要であるというような、検討項目だけの情報しか、私どもには今、入ってきてございません。担当としても、この新制度がいかにかうまくスムーズに取り込めるのかなというのは、いささか心配な部分がございますけども、この新制度については、児童福祉法と子ども・子育て支援法、この二つをもって子どもの健やかな育ちを重層的に保障するという目的がございます。

例えば、保育施設からあふれる、そういった部分というのはこれからは市町村が各施設と連携を図りながら、そういったあっせん等、手だてを市町村がしなければならないという形になります。したがって、全てのそういった子育て、保育に関して、市町村が間に入りまして、そういった施設との調整も今後やっていくということになると思いますので、この制度がスタートして現在とどのように変わるかということ、担当としてもイメージがちょっと今、湧かないというのが本音でございますけども、そういった子どもが出ないようには市町村の責務として努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 防犯活動推進事業100万円についてお伺いをいたします。

今回の100万円の補正は防犯カメラの設置、これは犯罪が多発している地点の県道美合幸田線に2機設置するということですが、具体的にどこの場所に設置するのかをお伺いいたします。

また、この設置に関しまして、地元の要望があつての設置かどうかもお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 防犯カメラの設置場所と地元の了解の有無ということでございます。県道美合線につけるとのことまでは決めております。まだ、具体的に最終にここに付けるということまでは、まだ決めておりません。これは、現実には建てる場所の関係のことと、それから警察署にも相談をして配慮すべき事項等を詰めて設置をしてまいりたいと思っております。

それから設置の数につきましては、今回の補正予算にて2基、それから既存の予算を使いまして1基、計3基を予定させていただいております。

それから地元といいますと、芦谷区、横落区地区がこの県道沿いにあるわけですが、この地元からの要望において設置をするということではありません。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 設置の場所はこれからということでございますので、また決まったときには、何かしらの手で教えてはいただきたいというふうに思っております。

今回の補正で2基、また既存の予算で1基ということで、合計3基を犯罪が多発して

いるところに設置するというごさいます。今回の防犯カメラの設置は、当然安全確保や犯罪の未然防止等の目的で設置するわけごさいます、今回の防犯カメラの録画機能というのはどのようなタイプなのかということをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回、予定をしておりますカメラの録画機能であります。今、カメラ自体にメモリーカードが、カメラの中についておるものであります。一応、1週間弱程度の画像が録画できるような容量のカードを挿入したものに置きまして、次々と満杯になった状態で上書きをしていくというような形のものをごさいます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回の防犯カメラは、カメラの中にメモリーカードを入れて、その中のカードが1週間ぐらい録画している。またその1週間を過ぎると、その前の初日の録画したのは消えて、新しいやつがどんどん録画していくということで、前のは自動的に消去されていくということごさいます。

近隣市町の防犯カメラとか、監視カメラへの助成金、補助金を出している市町ごさいます、その市町の上限額がわかりましたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 近隣市町におきましては、市民、住民の方々、それから私どもでいう行政区、あるいは駐車場の所有者、あるいは防犯団体等にカメラ設置の助成を行っている自治体が出始めております。参考までに上限といいますと、どこの市が幾らということではありませんけれども50万、80万、150万という形で今のところ、そうした各市の状況によって上限が定められている状況ごさいます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 他市町で50万、80万、100万という補助金、助成額を出しているところがあるということごさいます。

今まで本町は駅周辺とか駐車場に、この防犯カメラを設置をしておりました。しかし、今回は犯罪が多発している道路に置くわけごさいます。

先の一般質問の折の答弁の中では地域の要請がないから、こういう補助金または助成は考えてないというような答弁があったわけごさいます、今までなかったものに対して、やはりその要請もなかったというふうに思うんです。だけど、今回は幸田町が道路、犯罪の多発している道路に設置をしようとしているわけごさいます。

ということは、住民の住んでいる、その住民の人たちが我が地域のところにも防犯カメラを設置してほしいという要望を私はこれからは出てくるのではないかなというふうに予想するわけごさいます、この辺のことに関しまして、まだ出てきてから考えるという考えもわかりませんが、私はぜひともこの機会に、この例えば行政区だとか、またその防犯団体、それぞれの団体等の要望があったときには、やはりこの助成を考えていていただきたいというふうに思うわけごさいます、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 地域の皆様の不安というものの犯罪抑止というものに、この防犯カメラが一定の効果があるというふうに思い、今回補正でお願いをするわけでありませぬ。各自治体において先進的な取り組みとして、そうした補助の取り組みがあることは承知をしております。ただ私どもも、いわゆる一定のルールというものを、もう少しかみしめながら、そうした事例、先進事例を参考にしながら、やっぱり問題点もきつとあるんではないかなということも思いますし、一斉にこの幸田の町が監視カメラになるということは、やっぱり幸田町にとって、やっぱり安らぎのある町としてはどうかというふうに思いますので、その辺は慎重な形での考え方を持って、もう少しそうした事例を見させていただきたいというふうに考えて、今のところはそうした補助制度をつくっていくということについては今考えておりませぬ。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 確かに住民の人たちが安心して安全で生活するには、この防犯カメラのない町が、これが最高なわけではございますが、しかし、実際に犯罪も起きてるわけでございますし、また盗難、車両狙い、数々あるわけでございますので、やはりこれは先進地を参考にさせていただいて、検討をさせていただいていただければならないというふうに思います。

当然、個人情報を守る、これが第一番でございます。防犯カメラがない町が一番いいわけでございますので、それを目指すということも考えられることでございますが、しかし今回は道路に設置するわけでございますので、やはりその辺のこともしっかりと検討にはさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、合併60周年の記念事業、子どもの歌の作成でございますが、私で4人目の質問になるわけでございます。この子どもの歌ということで、ことし、先ほど部長が少し言われましたが、6月22日に「未来予想図サミット in 幸田」として、幸田高校、幸田中学、北部中の8人と町長と、加藤登紀子さんの談話会を行いました。このときに加藤さんが歌を坂崎小学校の全校児童と合唱をしたと。これが大変好評だったというふうに聞いているわけでございます。

私の質問は、この歌った、そのときの好評の子どもたちのイメージ、そういうもので今後、文化振興協会に委託をしていくのかなというふうにイメージを持ったわけでございます。先ほど部長が言われましたように、子どもたちの将来を担う子どもたちのために心のふるさととなるような町にしたいとか、郷土を愛する心を持つ大人になってもらいたい、テンポよく元気な町の子どもの歌を作成していただきたいと思いますというイメージを今言われました。

私たち、議会広報も委員もなっております。議会広報のほうでは平成20年、128号から幸田町の小・中学校の児童・生徒に自分たちの幸田町をどう見ているのか。また、自分たちは将来どういうふうになりたいのかということをして自由に投稿をさせていただいております。その数と云ったら、すごい数になるわけではございます。それを読みますと、緑が多く、自然がいっぱい、水がきれい、人が優しい、スポーツが盛んな町、そして子どもたちが大きな夢を持ち、希望を膨らませ幸田町にずっと住んでいたいという純粋な目で見ていることが、本当によくわかります。そういう心をわかる

人は、やはり私は町民の中の人、やはり、この子どもたちのそういう言葉を聞いて、子どもたちに接して、子どもたちの幸田町の将来を担う子どもたちが、こういうふうに育ってもらいたいというイメージ、そういうイメージを私は考えていただいているのではないかなというふうに思います。

そういう意味で今回、幸田町をよく知る人たち、子どもたちをよく知る人たちの町民からの公募の選択肢はなかったのかどうか、その辺のことについてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回の防犯カメラの設置、それからまた今後、地域の防犯カメラに対する御要望等踏まえまして、よくよく慎重に留意するべき点は気をつけて設置のほうをさせていただきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、議員言われましたように6月に開催をされました、6月22日、土曜日ですけれども開催をされました、加藤登紀子さんの関係でサミットの討論会、コンサートがありまして、その後、二部のコンサートのフィナーレで坂崎小学校、全生徒212名で合唱をしたということで、その中で提案をされ検討をしてきたものでございます。その中で詞と曲を同じ人をお願いをする予定でありますので、公募のほうについては考えておりません。ほかの市町で作詞を公募したところもあるかと思えますけれども、今回につきましては、公募をせずに詞と曲を同じ人をお願いをしたいというふうに考えています。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、同じ人ということで行われました。同じ人ということは、このときにサミットに見えた方ということ理解してよろしいでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 加藤登紀子さんをお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今まで、私これで4人目なんです、今までその名前が一言も出ておりませんでしたので、あえて聞かせていただいたわけでございます。先ほども答弁のほうでは文化振興協会に委託を考えていきたいとか、そういうことを遠回しのことを言われておりましたので、あえて聞かせていただきました。

私は、この加藤登紀子さんを否定するものではございません。しかし、幸田町の子どもたちの将来のことを考えてということであれば、私は子どもたちをよく知っている、やっぱり町民の人からの公募を私は選択肢をするべきであったというふうに再度思うわけでございます。これ委託、今回の議決で進んでいくわけでございますが、やはりこのことは私は絶対忘れてはならないのではないかなということを最後に申しつけさせていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 議員言われましたように公募ということでもありますけれども、うちのほうは先ほど言いましたように、やはり文化振興協会を通じて加藤登紀子さんの

ほうに委託をかけていきたいというふうに考えておりますので、今回はよろしくお願
い
したいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、6番、都築一三君の質疑を許します。

6番、都築君。

○6番（都築一三君） 私は、子どもの歌制作委託料についてお伺いいたします。

幸田町合併60周年記念の式典の日、平成26年6月29日、日曜日に新規イベント
事業として、幸田町子どもの歌制作発表が行われ、幸田町子どもの歌がこの日に開催さ
れるアトラクションで披露されると聞いております。その委託先は先ほどから出ており
ます文化振興協会ということでした。

この委託先が文化振興協会ということでもわかりました。子どもの歌、制作委託料をつ
くる人のランクにより、委託料は違うと思われませんが、250万円となった経緯をお尋
ねをいたします。先ほど、新幸田音頭は製作費が127万2,000円ということでは
したが、同ランク、今、加藤登紀子さんの名前が出ておりましたが、ランクによって値段
が違うと思われま。

新幸田音頭は先ほど申しましたように、もうちょっと安いということでした。同ラン
クの相場等々を文化振興協会に指示をしたかしないのかお尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 制作費の相場ということであるかと思えますけれども、相手方
が金額を示してくる場合もあると思えますし、こちらから提示した金額で制作してもら
う場合もあるかと思えます。同じ人でも長い付き合いがある方と、そうでない場合、そ
れぞれ金額も少しは変わってくるかというふうにも思えます。当然、今、言われました
ようにアーティストによっても相場は変わってきますので、相場というものはないん
ではないかということで、文化振興協会のほうにも確認をさせていただいておるわけ
ですけれども、この250万が妥当ではないのではないかというようなことで回答をいた
だいております。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築一美君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まずは副町長、あなたに答弁、説明を求めますが、この60号議案
に限らず、議案説明という点でいけば、あなたも結構いろんな機会に説明をされて
おります。で、あなた自身の認識、感覚でこの60号がどうのこうのではなくて、説明責任
とはどういうことなのかと認識されてるのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今回の議案説明会11月26日で行いました。それぞれ提出議
案につきましても、今回の質問内容等を加味しまして、ポイントポイントを、議案の中
身を改正の中身、そして補正予算の中身を具体的にわかりやすく説明するという立場で
議案説明会に臨んだものでもござい。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの言ってることは全く違う、言ってることと。あなたの言われるのは補正の中身やら、改正の中身を具体的にわかりやすく、こういうことを言われたんですよね、今。

例えば、補正予算であなたが説明をした。その中でいくなれば防犯カメラ、この関係ではJR駅と県道美合幸田線だよと、こういうことを言っておられるんやね。あと、そのほかずっとあるけれども、その内容と全くそんなことまで聞いておらんと、説明者である副町長から聞いとらんよという内容が4日後の11月30日付の中日新聞、ここに載っておりますよね。

議案説明会するときにはさらっとなら、その内容も不確かな内容といっても過言じゃない。それがマスコミには、たっただけ出てくる。じゃあ何なのかと。議会とは何なのかと。今までこの関係でたくさんの議員が質問された。その情報はマスコミ等を含めた情報を自分が得て質疑を絶たれた。あなた方が説明した内容を基づいて、質疑しとらんじゃないですよ。そのことに対して、あなた恥ずかしいとは思わん。答弁いただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今回のこの議案の質疑の各議員さん方からの内容を見ますと、それぞれの議案につきまして、もう少しめり張りをつけて私のほうから説明するような内容があったと思って反省をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今までそういうことは何遍でも繰り返して、私どもも質問をし、あなたも同じことを言ってきた。しかし、旧態依然改まってへん。もう少し違った観点からいけば、12月定例会冒頭に挨拶の場がございました。事項の挨拶をもって、就任の挨拶となすという、こういう問題がありました。その次元は全くあなたと一緒になんです。就任の挨拶ならば、所信表明の一端を申し述べて挨拶にかえさせていただくというのが、これがごく一般的で。

しかし、事項の挨拶をもってよしとする。あなたもそうだ。あなたもざっと言った内容もそれぞれの皆さんがと言いながら、新聞報道でしか幸田町議会の補正予算の内容がわからないと、こういういたらくの状況と、議会をどういうふうにあんたら方考えとんのか。私は口が悪いでいかんですが、なめておったらあかんでということです。

そこら辺はどんなふうに、要はいこれからは今まで申し上げた内容、何遍も何遍も申し上げてきたけれども、どうなんだということだけ。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 11月26日の議案説明会につきましても、それぞれの毎回ごとの説明会の反省を踏まえて、詳しく説明すべきであるということで臨んでおるわけですが、今のお話のように、まだ説明不足があるということでございましたので、十分、反省して取り組んでまいります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 昔、反省だけなら、何でもか何かはすると。反省だけなら何とかもよくするよというレベルだと、今でいけば。そういうことだけ胸に刻んでおいてください。次に、子どもの歌、いわゆる合併60周年記念という形でいろんな方々から、いろん

な視点から言われる。そこで、そもそもこの合併60周年の担当部局はどこですか。そして、メインテーマは何ですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、企画政策課が担当でございます。メインといいますと、幸田町の伝統文化、歴史、自然や産業などの魅力を町内外に広く発信をし、60周年の節目の年を町民とともに盛り上げ、未来につながるまちづくりのために実施をするという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 担当部課は企画政策課だよと。メインテーマは幸田町の産業文化だということ言われてる。本当かな、こういう思いをする文書が出てるわな。今、あなたの言われた内容からいけば、幸田町町村合併60周年、企業とともに歩む幸田町、企業とともに歩む幸田町、元気な幸田町を発信するんだ。私はこれをぱっと見たとき、企業立地課が書いたんだなと。企業立地課が60周年記念の担当部局だなと。企業が先にありきな。幸田町は企業城下町だと、こういう発想ですよ。これがメインテーマだ。違いますか。

住民あつての幸田町じゃない、企業あつての幸田町で、企業とともに歩むのが幸田町なんだよ、こういう発想です。ですから、私はこれは企業立地課が担当しとるんだなと、こういう受けとめ方をした。何ですか、これ。これがあなた方の言うメインテーマでしょ。企業とともに歩む幸田町だと、企業城下町か。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 企業とともにということ言われましたけども、当然、企業のほうにも回らせていただきまして、町民と一緒に企業も盛り上げてほしいという形でのお願いをしております。当然、企業に来られるほかの会社の方にも、幸田町が合併60周年だよと、来年。そういうこともアピールをしていただきたいということで、町民がメインでありますけれども、そこにあります企業にあっても同じような形で町村合併60周年を祝っていただきたいというように考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、私は何もこういうのがメインテーマで出てくる発想自身が主権者たる住民をないがしろにしてませんか。企業がどうのこうのじゃなくて、あなた方がメインとして打ち出すのが企業であって、主権者たる住民は、そこに住民がおったなと、声をかけておかなあかんという程度のレベルだ、こういう発想でしょ。でなきゃ、こんな文書が出るわけじゃないか、こんなもの。企業とともに歩む幸田町、だから元気な幸田町なんだと、そんな発想なんか誰がということだけ申し上げて、次にいきますが、そうした発想の延長線上がとっては語弊があるけども、子どもの歌作成と、この感覚は先ほど、これで私が5人目らしいですが、まさに町長の思いつき、私は思いつきそのものは否定できんよ。思いつきは結構いいの思いつくんです。思いつきと同時にとっぴな発想だと。幸田町町歌がつくられた、これがもうつくられて久しいけれども、1959年、昭和34年、大半の人は知らん。ましてや幸田町の10時のときに庁舎内に流れておりますよと言われても、あれは何が流れておるんだろうという程度の理解な

んです。

それを新聞報道で、これも新聞報道でいくと町内の小・中学校への歌唱指導も実施をすると。あなたがやるのか。この文書の発信元はどこですか。教育委員会の了解を得るとるん。教育委員会なんか、予算要求見ては予算見て、こっち持ってくるんじゃないか。一般質問の中でも言われましたし、教育長も答弁した。もう学校のほうはいっぱいいっぱいだと。前はゆとりだと言ったけど、ゆとりから見直されて詰め込みだというときに、さらに教育委員会に全然知らん中で、教育委員会も予算見て、おっと、新聞見て、おっとと。小・中学校生にも歌唱指導しましたと、あんたらが一人で走っただけ。発信元はどこですか、これは。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 発信元というか、記者懇談会の中で説明をさせていただいた内容が新聞記事になったということでございます。それと、小・中学生への歌唱指導も実施するというような表記がされておりますけれども、先ほど私が言いましたように、文化振興協会の中に、幸田ジュニアユースウインドオーケストラなり、少年少女合唱団というのがあります。これは、中学生や高校生を対象にしております。小学校2年生から中学2年生というのもありますけれども、そういう中で、そこで歌唱指導を一つは実施していこうというふうに考えておりますし、また小・中学校にも今後また今後協議をさせていただいて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、この報道の原稿は企画課が出したよと。あなたが言われているように、文振協云々と。この記事でいきますと、町文化振興協会を通して有名歌手に作詞作曲を依頼するに丸になつとる。点ならまだ別、丸というのはここで一つの文書は区切りますよという文書のつくり方。ですから、町内の小・中学校への歌唱指導も実施をするといったときに文振協の中にそれがあるようになるということはあなたが勝手に思ってるだけだと。そうでしょ。あなたの思いがみんなに伝わってるのかといたら伝わってへん。ましてや教育委員会も寝耳に水だと。そんなことまでこんなどうだと、それで教育委員会も、行政のほうから相談があったときには相談に乗ってきますわ。そんなん結託したらいいんだよと、勝手にやっついて押しつけがましく、どうだと言われて。まさに町長のパフォーマンスをしりぬぐいをさせられるという点から含めていくなれば、この新聞記事は少なくとも作曲を依頼をするというところで丸が打ってあって、町内の小・中学校への歌唱指導云々というのが出てくる。ということは、あなた方のレベルの問題じゃなくて、教育委員会は黙って俺の言うとおりについてくればいいんだと、安倍といっしょですよ。安倍が教育委員会を全部解体して首長の権限を極端に強めていくと、こういう中で教育委員会は飾りにすぎない。こういう延長線上の問題として出てくるんじゃないかなというふうに思います。

だから、そうしたことも含めていくなれば、私はこの子どもの歌というのは、それはまあやるならおやりなさいよと。しかし、それは発表したら直ちにお蔵入りになりますよと。機会見つけてはあれもやる、これもやると、それは言うのは当たり前のことだから予算通らへんようなる。予算通して、実際つくられたときに住民の皆さん、いや、こ

んな面倒くさいことを学校のほうはどうもならんなどいったら、早晚お蔵入り。それが一番順当な処理な仕方という点からいけば、お蔵入りになるようなものに、一生懸命やってまたぶち上げるわ、町長、わあっと言って。そういうことが見え見えの内容だよと。

企画課を中心として突っ走っていく、そのしりぬぐいを教育委員会がこのままで思いながら、にこっと笑ってやろうとあって、それはお役所勤めだ。そういう図式はあなた方考えたことございますか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大分、いろいろ言っていただきましてありがとうございます。

この子どもの歌というのは、私の思い入りもございます。子どもたちが幸田町の屋台骨になってもらうためには明るい歌、そういうものが一つと、音楽をやるとか、歌を歌うというのははじめにならない一つの大きな題材だと思っております。

教育委員会は今、伊藤議員はしりぬぐいをやるんだというようなお話をおっしゃるんですけど、教育委員会はまた先ほど企画部長が申し上げましたように、しっかり調整をとりながらやっていきたいと思っておりますけども、ことしの6月だったんですけども、坂崎小学校の全校生徒が岡崎高校の近藤先生を介して、ヨーロッパでまで行ってる岡崎高校の近藤先生の指揮を加藤先生がお願いしながらやったわけであります。あのすばらしいコンサートといいますか、合唱をこの議員の方、ほとんどの方が見ていただいたんではないかと思っております。

それは、次の世代を担う子どもたちが大きく羽ばたく意味でああいう歌を歌ってやるということがすばらしいことだなというふうに私は思いまして、今回、60周年にぜひ子どもたちが歌える歌をつくって、幸田町歌だとか、そういうものは別としまして、それはそれとして今まで埋もれているような形になってますんで、岡崎市は市政記念日に、その岡崎市の市歌というのを歌うんです、みんなで。極力、例えば逆に、この町議会が始まる時に全員で、その町歌を合唱するという、そういう方法であってもいいんじゃないかなというふうに思っております。

単なる、今のうちのほうは10時に鳴るのが幸田町歌になってますけれども、私も中学時代には、その町歌というのは確か歌った記憶があると思うんです。ですから、そういう意味において、この今の幸田町歌を、私はまた再度皆さんに歌っていただけるような方法もとっていききたい。それから、今、申し上げた新しいこの子どもの歌につきましても、子どもたちが全員で、いろんなところで歌えるような歌として、ぜひ使わさせていただきたい。お蔵入りだというふうにおっしゃったんですけども、それは寂しい話の発想でありまして、やはり前向きに明るい未来の幸田町にするためには、そういう歌も必要ではないかというふうには思っておりますので、ぜひ御協力をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは一つは歴史は未来を語る。未来をつくるということは言われているんです。つまり、幸田町歌にしましても、どういう経過をたどって今日にあるのかということ。そして、町長の熱い思い入れが今語られましたけど、つくられていく過程の中ではみんなそうですよ。みんな初めから、こんなのつくったってあかんわなんて言

って予算をつくることはない。いろんな思いと熱い思いを込めているいろんなものをつくっていく、そういう一過性の問題ですよと。したがって、これは発表後お蔵入りされたほうが、教育委員会もありがたい、子どもたちもありがたい、こういうふうに私は思っております。

次に、子育て支援システムの関係であります。この子育て支援システムの関係でいきますと、児童福祉法の24条の1項と2項と、こういう区分けがされております。その児童福祉法の24条の1項は何を指し、2項は何を指すんだと。それは、どういう施設なのかということをお答えいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（桐戸博康君） 児童福祉法の24条ということでございます。

この24条というのは、施行された後の1項、2項ということの解釈でよろしいでしょうか。

1項については、先ほど説明させていただきました施設型給付、例えば認定子ども園、それから幸田町でいきますと幼稚園、それから保育園、この施設が第1項に相当すると思います。

それから第2項というのは、地域型保育給付に位置づけされます小規模保育所、それから家庭的保育、それと居宅訪問保育、それから事業所内保育、こういった施設が第2項に相当すると思います。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 言われるように、24条の1項というのは直接自治体が保育するという点でいくならば、市町村が保育を実施をする施設という形になります。

2項というのは、直接契約施設という形の中で位置づけられてくることであります。そうしたときに、保育で期待されるものとは、親が期待するものとは言ったら、集団保育で子どもたちが心の発達をなし遂げていく、そういう機会を得るための施設ということになります。そうしますと、じゃあそれを保障するために必要な最低の保育時間というのは、どんな時間を想定されておりますか。

○議長（大嶽 弘君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（桐戸博康君） 最低でも8時間以上という解釈でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおり、最低集団保育で子どもの心が発達をしていく、その保障は8時間の保育時間が必要ですよと、こういうことをいう。

先ほどの丸山議員の指摘の中で、親の就労の内容によっては短時間と長時間の保育時間が設けられますよと、こういうことですよ。そうしたときに新システムの中で、これが実現されるのかというのが非常に問題が出る。先ほど、あなたの言うように8時間だよという問題があります。そうしたときに基準、あるいは条件を低くせずに、子どものそういう権利保障は、このシステムの中でできるのかどうなのかということが1点。それから、保育料はどういうふうになっていくのか。この中でいけば、先ほどちょっとA型、B型、C型という、またちょっと次元が違うわけ、そういうのがある。そういう

中を進めていきますと、公的保育と保育の民営化、民間保育と、こういうものが持ち込まれてくる可能性極めて強い。そういう中で、民営化とは何なのかといったら民間が保育事業に参入していく。民間が事業に参画していくということは、もうけを上げる。利潤を対象にしなければ事業をしないのが民間。だから、民間保育、わっと持ち上げるけども、金もうけの道具に保育やら子どもたちやら、親がさらされるという危険性を持つのが、この保育支援システムだと。

時間がございませんので、これでおわりますけれども、そこら辺の見解はどうでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（桐戸博康君） まず1点目の長時間と短時間の区分、これはシステム上、区分を設けるといふ情報は得ておりますので、恐らくそういった運用がされていくのではないかなと思います。

それから保育料の関係は、また国のほうから公定価格というものが示されます。今、この子ども子育て会議のほうで、そういった部分も基準部会のほうで検討しているとは思いますが、そういった公定価格が示されて、それをもとに各市町の保育所の保育料というのが決定してまいると思います。ただし、この公定価格というのは、現在の保育料よりかなり高い価格を示されると思いますので、幸田独自で家庭に御負担のない程度に、また検討はしていきたいと思っております。

それから民間の保育料については、事業者と利用者の間での契約となりますので、それぞれの民間の保育所のほうで設定されると思っておりますので、その点については行政はかわる部分ではないのかなというふうに思っております。今、そういう認識でおります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第60号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第61号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第61号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま一括議題となっております第54号議案から第61号議案までの8件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を来る12月23日までに取りまとめ、12月24日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですので、よろしく願います。

ここで、日程変更についてお諮りします。

お手元に配付の会期日程では、明日12月11日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。よって、明日12月11日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、12月11日の本会議は休会とすることに決定しました。

次回は、12月24日午前9時から会議を再開しますので、よろしくお願いします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会します。

長時間、お疲れさまでした。

散会 午後 3時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年12月10日

議 長 大 嶽 弘

議 員 都 築 一 三

議 員 池 田 久 男